

第3編 風水害対策編

第1章 総則

第1節 本県における風水害の概況

1 水害

本県の気象状況は比較的温和である太平洋側気候であり、夏季に多雨で、冬季に少ない。また、平年降水量は1,300mm程度で、年により1,000mmを割ることもあり、冬期降雪も少ない。従って冬期渇水流量は、利根川を除いて僅少である。夏期かんがい期の農業用水も管内河川自己流域の流出量では不足で、荒川、入間川等の利用量は全部で30m³/s程度で、他の大部分は利根川に依存しており、その量は100m³/sに及んでいる。

この反面、梅雨期、台風期には、特に大雨をもたらし、洪水を招くことが多い。

2 大雨

埼玉県では、台風が東経135度以東を北上して関東地方に上陸するか、房総半島をかすめて通るようなコースが最も大雨が降りやすい。雨量の分析は、山岳部に多く平野部に少ないのが普通で、台風が中部地方以西を北上する時は、一般的には雨量が少ないが、秩父方面では局地的に多くなることがある。

南方海上を北西に進む台風では、中心がかなり離れていても山岳部に大雨を降らせることがある。雨の最も強い時期は、台風の中心が伊豆半島からその沖合にある時である。

3 気象災害

本県に大きな被害をもたらした気象災害には、大雨、雷、雹（ひょう）による災害が多く、全体の約6割となっている。なお、雷、雹（ひょう）は災害としての規模は比較的小さい。

また、台風や豪雨による災害の甚大化や熱中症患者の増加など、地球温暖化の影響がすでに顕在化しており、今後さらに深刻化するおそれがある。

4 雨と災害

水害は、台風による大雨で起こることはもちろんであるが、これに前線性の雨が加わって水害をより大きくしている。

本県における県内平均雨量と浸水戸数との関係をみると、250mmでは1万戸に達していないが、300mmで4万戸、350mmで8万戸と、雨量が300mmくらいから浸水が急激に増えてくるので注意しなければならない。ただし、これは県内の平均的な雨量の場合であり、実際の場合には雨量の多いところと少ないところがある。一般には、平均年総降水量の20分の1の雨量があると水害の危険性が高まるといわれている。

河川の増水に関しては、例えば荒川の熊谷の水位に対しては三峰山、治水橋に対しては秩父市、入間川の菅間に対しては東秩父村の雨量が最も密接な関係をもつが、一方各流域に対して雨量の代表地点を既設の観測所から求めると、全県に対しては熊谷の雨量が代表性が一番よく、また、小山川→本庄、中川→杉戸、荒川上流→三峰、荒川中流→熊谷、荒川下流→さいたま、入間川→小川、新河岸川→入間川（狭山市）となる。

大雨の被害は、山地の方から山崩れなどで始まり、しだいに平野に及んでくる。河川でいえば、上流地帯から始まって次第に下流に広がり、浸水や橋の流出などから人的被害に及ぶ。

【資料編Ⅲ-1-1-1】県下に被害を及ぼした台風

5 災害の危険性

(1) 水害の危険性

水害は地形条件と密接な関係があり、とりわけ洪水（浸水）は低地の微地形との関係が深い。浸水域は、周辺との比高差（凹地形）のある地域で生じる。特に居住や生産活動の場となっている沖積低地は、洪積台地・段丘に比較して土地が低いために、洪水時には水が集まり、排水不良地域である場合、長期湛水しやすい。

ア 最も危険性の高い地域

過去の水害による浸水区域・範囲は、洪水常襲（浸水）地域と考えられ、最も危険度が高い。

本県の南・東部に位置する新河岸川、中川・綾瀬川流域の沖積低地に被害が集中している。これらの地域の水害はいずれも台風によってもたらされ、以下の台風による被害が甚大であった。

しかし、その後の河川改修によって災害危険度の減少している地域も多い。

【県内に甚大な被害をもたらした台風】

昭和 33 年台風第 22 号（狩野川台風）（新河岸川、中川・綾瀬川流域）
昭和 41 年台風第 4 号（新河岸川、中川・綾瀬川流域）
昭和 57 年台風第 10 号（荒川上流・右岸流域、中川・綾瀬川流域）
昭和 57 年台風第 18 号（新河岸川、荒川左岸流域）
平成 27 年 9 月関東・東北豪雨（中川・綾瀬川流域）
平成 28 年台風第 9 号（新河岸川流域）
平成 29 年台風第 21 号（新河岸川流域）
令和元年台風第 19 号（令和元年東日本台風）（荒川中流右岸流域）

イ 危険性の高い地域

公的調査機関（国土交通省・県河川砂防課）では水防法に基づき、洪水により相当な被害が想定される洪水予報河川や水位周知河川の浸水想定区域図の作成、公表を行っている。浸水想定区域に指定された地域では、河川氾濫や堤防の決壊等により浸水の被害が発生する可能性が高い。

ウ 沖積低地の凹地および低湿地

地形条件から判定して、沖積低地の集水性（高低差）、湛水性（排水不良性）の高い旧河道および後背湿地等の地形凹地（泥炭質堆積物地形）も上記の地域に準じて危険度が高い。

エ 地形的に水害発生が想定される地域

上記の地域以外でも砂礫質の微高地（自然堤防等）を除く沖積低地では水害が生じる可能性がある。

こうした地形は本県のほぼ全域に分布し、現河床に沿ってみられる。

オ まとめ

以上をまとめると、以下ようになる。

- 水害は低地に集中し、特に、後背低地地域は常襲浸水地域となっているところ

ろが多い。過去に発生した水害の多くがその例に漏れず、後背湿地を中心に浸水被害を被っている。

- 県土に占める後背湿地の占有率は全体的には低いが、当該地域には首都近郊の中核都市を中心に都市的施設の集積も大きいいため、家屋等の浸水被害は甚大なものになる可能性が高い。

（2）土砂災害の危険性

本県の土砂災害の特徴は、山地地域での土石流危険地域と台地・段丘地域での急傾斜地崩壊（斜面崩壊）が広く分布していることである。いずれも地形要因が潜在的危険度を高める結果となっていると考えられる。

ア 山地地域（秩父地域）

秩父山地の土砂災害の特徴は地すべり、急傾斜地の崩壊、土石流発生などである。山間部に発達する沖積低地はその多くが壮年期から晩年期の急峻な地形であるためにV字谷を呈する。このため、埼玉県東部地域の平坦地で発生するような浸水型水害被害が発生する地域はきわめて少なく、河床勾配が急な支谷に沿って潜在的に土石流が発生する危険性があることが特徴である。

地すべり地は、地形条件によるものよりも地質条件に関係するところが多いものと考えられる。

発生箇所とその地形・地質条件との関係を見ると、泥岩片岩などの強剥離性の変成岩類地域で発生しているもの、水成堆積岩地域での順層（流れ盤）地域で発生しているもの、逆層（受け盤）地域でも単一樹種の浅根性一斉植林による滑動面を下層に形成した斜面地域、そのほか断層破碎帯に沿って直線的に連続発生しているものなど、多様な分布特性を示している。

イ 台地・段丘地域（県東部～南部地域）

武蔵野台地以南に開析の進んだ台地が分布する。平野の台地を被覆している関東ローム層の層厚は、立川面（本庄、深谷、東松山、坂戸の各台地）で2～3m、武蔵野面（江南・武蔵野の大部分、北足立・下総台地）で4～5m、下末吉面（武蔵野台地内の金子・所沢台地）で10m内外の層厚を示している。ローム層は水を含むと脆弱化する特性を持つ。このため段丘崖は、集中豪雨や長雨後の地盤が緩んだ場合に、遷急点（斜面の角度が大きく変化するところ）付近で斜面崩壊（崖崩れ）する危険性がある。

河岸段丘に連続して、急傾斜地崩壊危険箇所（令和6年度から「土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）」に変更）が分布するという特性を示している。

（3）竜巻災害の危険性

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻で、多くの場合、ろうと状又は柱状の雲を伴い、直径数十m以上で、数kmにわたって移動し、被害地域は帯状になる特徴がある。年間を通じて、いつでもどこでも発生するが、時期的には台風シーズンである9月に最も多く、地理的には関東平野や沿岸域が多い。

平成25年9月2日の竜巻災害では、さいたま市・越谷市・松伏町が被災し、9月15日から16日にかけての台風第18号に伴う竜巻災害では、熊谷市・行田市・滑川町が被災した。また令和2年7月25日に発生した竜巻により三郷市が被災した。

（４）その他の災害の危険性

埼玉県は関東北部山地や秩父山地に発達した雷雨の通過地域にあたっているため、これに伴って発生する雹（ひょう）害が非常に多い。被害地域は大里・北埼玉・秩父・入間地方に多く、前者2地域は関東北部山地、後者2地域は秩父山地に発生した雷雨の一般的進路にあたる。雹（ひょう）害を月別に見ると、最も多いのは6月で総数の半分近くを占め、5・7月がこれにつづく。令和4年6月には降雹により県内15市7町で多大な農業被害が発生した。

また、近年、夏季に高気温となる現象が発生し、熱中症による被害が多発している。なお、平成30年7月23日に、熊谷市で国内最高気温となる41.1℃が観測された。

○ 概要

台風の大雨により河川の越水が起こり、大規模な浸水が発生、浄水場等が被害を受け大規模な断水が発生及び大規模な停電が発生したことを想定。各機関における避難所の開設、避難情報の発令、福祉施設等入所者の移送や救出、救助、御遺体の対応、物資供給、廃棄物対策、給水需要や給水能力に基づく応急給水、電源需要や電源能力に基づく電源供給の実施などの応急対策を設定。

○ 関係する機関の役割及び連携

[illegible]

【凡例】◎：主要機關 (Primary) ○：支援機關 (Secondary)

※◎、○は、今後の実災害や訓練の結果等を踏まえて適宜見直していく。

第3節 施策の体系

予防・事前対策		応急対策		災害復旧対策	
第1 自助、共助による防災力の向上					
自助、共助による県民の防災力の向上（普及啓発・防災教育）		自助による応急対策の実施			
自主防災組織の育成強化		地域による応急対策の実施			
民間防火組織の育成強化					
消防団の活動体制の充実		事業所による応急対策の実施			
事業所等における防火組織等の整備					
ボランティア等活動支援体制の整備		ボランティアとの連携			
地区防災計画の策定		地域の安全確保への協力			
適切な避難行動に関する普及啓発					
第2 災害に強いまちづくりの推進					
水害予防－治山		公共施設等の応急対策		迅速な災害復旧	
水害予防－治水					
水害予防－地盤沈下					
水害予防－ため池					
土砂災害予防					
防災都市づくり					
第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保					
交通関連施設の安全確保		道路ネットワークの確保		ライフライン施設の早期復旧	
緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備		交通規制			
		交通施設の応急対策			
ライフラインの確保		ライフライン施設の応急対策			
エネルギーの確保		発災時のエネルギー供給機能の確保			
第4 応急対応力の強化					
水防		水防活動			
風害		風防活動			
応急活動体制の整備		土砂災害防止			
防災活動拠点		応急活動体制の施行			
警備体制の整備		防災活動拠点の開設・運営			
消防力の充実強化		応急措置			
救急救助体制の整備		警備活動			
相互応援の体制整備等		消防活動			
		自衛隊災害派遣			
		応援要請			
		応援の受入れ			
		ヘリコプター運航調整			
第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備					
情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備		特別警報・警報・注意報等の伝達			
気象情報や避難情報の活用周知		県、警察本部及び市町村等における措置			
		災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達			
		異常な現象発見時の通報			
		広聴広報活動			
第6 医療救護等対策					
医療救護体制の整備		初動医療体制		防疫体制の確立	
		遺体の取扱い		遺体の埋・火葬	
第7 避難対策					
避難体制の整備		避難の実施		他県（さらに遠県）への避難（移送）	
		避難所の開設・運営			
		広域避難			
		広域一時滞在			
第8 災害時の要配慮者対策					
避難行動要支援者の安全対策		避難行動要支援者等の避難支援			
要配慮者全般の安全対策		避難生活における要配慮者支援			
社会福祉施設入所者等の安全対策		社会福祉施設入所者等の安全確保			
		外国人の安全確保			

第9 物資供給・輸送対策

飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備	飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給
緊急輸送体制の整備	緊急輸送

第10 県民生活の早期再建

罹災証明書の発行体制の整備	災害救助法の適用	生活再建等の支援
応急住宅対策	被災者台帳の作成・罹災証明書の発行	
動物愛護	がれき処理等廃棄物対策	
文教対策	食品衛生監視	
がれき処理等廃棄物対策	動物愛護	
被災中小企業支援	応急住宅対策	
	文教対策	

第11 竜巻・突風等対策

竜巻の発生、対処に関する知識の普及	情報伝達	被害認定の適切な実施
竜巻注意情報等気象情報の普及	救助の適切な実施	被災者支援
被害予防対策	がれき処理	
竜巻等突風対処体制の確立	避難所の開設・運営	
情報収集・伝達体制の整備	応急住宅対策	
適切な対処法の普及	道路の応急復旧	

第2章 施策ごとの具体的計画

第1 自助、共助による防災力の向上

基本方針

「第2編 震災対策編－第2章－第1（第2編－13ページ）」を準用する。

現 況

「第2編 震災対策編－第2章－第1（第2編－13ページ）」を準用する。

具体的取組

<予防・事前対策>

1 自助、共助による県民の防災力の向上(普及啓発・防災教育)
2 自主防災組織の育成強化
3 民間防火組織の育成強化
4 消防団の活動体制の充実
5 事業所等における防災組織等の整備
6 ボランティア等の活動支援体制の整備
7 地区防災計画の策定
8 適切な避難行動に関する普及啓発

1～7については、「第2編 震災対策編－第2章－第1（第2編－15ページ）」を準用するほか、以下のとおり対応する。

8 適切な避難行動に関する普及啓発

「第2編 震災対策編－第2章－第1－<予防・事前対策>－8 適切な避難行動に関する普及啓発（第2編－30ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。

（1）取組方針

水害はある程度予測可能な災害であることから、県民一人ひとりが早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることができる。このため、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

（2）役割

機関名等	役 割
県（危機管理防災部）、市町村	マイ・タイムライン作成など適切な避難行動に関する普及・啓発
県民	マイ・タイムラインの作成

（3）具体的な取組内容

ア 県民向けの普及啓発

【県（危機管理防災部）、市町村】

県及び市町村は、マイ・タイムライン作成に関するパンフレットを作成、配布するなど、適切な避難行動に関する普及啓発に努めるものとする。

【マイ・タイムライン作成のポイント】

～県作成「防災マニュアルブック（風水害・土砂災害編）」より

1. 事前の確認

①住んでいる場所の特徴

住んでいる場所が浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に入っているか市町村が作成するハザードマップで確認

②避難先の想定

住んでいる場所と状況で避難行動は変わってくる。状況に応じて避難できるよう複数の避難場所を想定しておく。

- ・原則…指定緊急避難場所への「立退き避難」
- ・浸水が始まって移動が危険なとき…近隣の安全な場所への「立退き避難」
- ・夜間の豪雨時など外へ出る方がかえって危険なとき…家の中の安全な場所で「屋内安全確保」

2. 情報の入手

気象情報や避難情報が避難の準備や避難開始のタイミングを決める目安となる。複数の情報入手手段を持つようにしておく。

3. 早めの避難

＜応急対策＞

1 自助による応急対策の実施
2 地域による応急対策の実施
3 事業所による応急対策の実施
4 ボランティアとの連携
5 地域の安全確保への協力

「第2編 震災対策編－第2章－第1（第2編－31ページ）」を準用する。

第2 災害に強いまちづくりの推進

基本方針

風水害による被害を最小限にするため、治山、砂防、治水等の水害予防対策を実施する。また、地すべり、土石流、急傾斜地崩壊、山地災害といった、住民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、あらかじめ危険箇所を指定するなど災害を予防するための対策について定める。さらに、市街地の避難地、避難路や延焼遮断空間の確保・整備などをはじめとする都市の防災構造化を推進し、災害に強い都市づくりを行う。

現 況

〈治山〉

- 効果的に治山事業を展開するため、山地災害危険地区の調査を実施し、山地災害の発生する危険度が高い地区の把握に努めている。令和5年度末現在の民有林の危険地は、山腹崩壊危険地916か所、崩壊土砂流出危険地区812か所、地すべり危険箇所150か所、計1,878か所となっている。
- 県土保全上必要な森林を、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林等に指定している。

【資料編Ⅱ-2-2-17】山腹崩壊危険地区一覧表

【資料編Ⅱ-2-2-18】崩壊土砂流出危険地区一覧表

【資料編Ⅲ-2-2-1】保安林現況表

【資料編Ⅱ-2-2-13】地すべり危険地区一覧表

〈砂防〉

○ 土砂災害警戒区域

土砂災害の恐れがある5,225箇所を土砂災害警戒区域として指定しており、これらの区域のうち指定避難所や要配慮者利用施設等が立地している箇所や人家の多い箇所などを優先し、砂防関係施設の整備を行っている。

また、土砂災害警戒区域を対象とした土砂災害ハザードマップ等による危険な場所の事前周知を図るとともに、大雨時には土砂災害警戒区域のある市町村等を対象に土砂災害警戒情報を発表するなどの警戒避難体制を整備している。

なお、土砂災害警戒区域は、土砂災害防止法に基づき告示した区域である。

(令和5年3月時点)

	地すべり	土石流	急傾斜地	計
土砂災害警戒区域の区域数	108	1,497	3,620	5,225

【資料編Ⅱ-2-2-18】土砂災害警戒区域

※上記の「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」については、国土交通省通知「土砂災害危険箇所の今後の取扱いについて」（下記(抜粋)）を踏まえ、埼玉県地域防災計画における「土砂災害危険箇所」等の記載を令和6年度から「土砂災害警戒区域等」に変更する。

～抜粋～

令和6年度より、警戒避難体制の整備等を要する区域としては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第7条に規定する「土砂災害警戒区域」、同法第9条に規定する「土砂災害特別警戒区域」及びこれらの総称としての「土砂災害警戒区域等」を使用し、「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」及びこれらの総称としての「土砂災害危険箇所」を使用しないこととする。

令和6年度以降、土砂災害警戒区域（土石流）より上流の渓流を「土石流危険渓流」と呼ぶものとする。

〈治水〉

○ 利根川水系

・ 小山川ブロック（小山川、福川など）

小山川ブロックの地形は、西から東へ上武山地、児玉丘陵や北武蔵台地、本庄台地、櫛挽台地と続き利根川、神流川沿いでは妻沼低地となっており、主にJR高崎線の主要駅周辺及び一般国道17号沿いに市街地が形成されている。

過去に浸水被害に見舞われてきた小山川ブロックでは、今後も、洪水被害を最小限に抑えることが必要となっている。

・ 中川・綾瀬川ブロック（中川、綾瀬川、元荒川、大落古利根川など）

中川・綾瀬川ブロックの流域には、加須低地と中川低地が含まれ、現在の中川及び星川あるいは大小の河川や用水路が流下しており、低地地形が広く発達している地域である。

近年、下流域から中・上流域に向けて急速に開発が進み、水田、畑などの従来有していた保水・遊水機能が失われ、甚大な浸水被害が頻発してきた。

昭和55年には、総合治水対策特定河川に指定され、総合的な治水対策工事を推進する観点から河川改修と流域対策を同時に進めてきたが、現在も都市部を中心に浸水被害が頻発しており、今後も引き続き早期に治水安全度を向上させるため、流域と河川が一体となって総合的な治水対策を進めていく必要がある。

○ 荒川水系

・ 荒川上流ブロック（荒川、蒔田川など）

荒川上流ブロックの地形は、寄居付近の荒川扇状地を除き、そのほとんどが八王子構造線以西の秩父山地に含まれていることから、荒川、中津川、赤平川の源流部及び秩父山地を源とする支川は山地特有の渓谷を有する河川形状となっている。

近年、特に大きな水害を受けることはなくなったが、平成11年8月洪水の際には、床上・床下浸水が発生し、平成13年9月の洪水では三峰の総雨量612ミリで観測史上最高を記録した。荒川上流ブロックの河道は勾配が急であるため、激しい浸食作用などによる被害も生じており、流域での対応を含む効果的な治水対策が求められている。

・ 荒川中流右岸ブロック（和田吉野川、市野川、入間川など）

荒川中流右岸ブロック西部の山地は秩父山地の一部をなしている。この秩父山地の東側に接する形で比企丘陵、岩殿丘陵、毛呂山丘陵、高麗丘陵が半島状に東に突き出し、さらにこれら丘陵の東川縁辺部に東松山台地、入間台地等が分布し

ており、都市化も進展している。

河道の流下能力不足による溢水の他、支川の合流点における本川から支川への逆流による溢水や支川から本川への排水不良による内水が主な浸水被害の原因であり、緊急性、必要性の高い箇所から治水施設の整備を今後も進めていく必要がある。

・荒川左岸ブロック（芝川、菖蒲川、笹目川、鴨川など）

荒川左岸ブロックの地形は、大宮台地と荒川低地及び大宮台地縁辺の谷底平地に大別される。都心の通勤圏の一角にあり、昭和30年後半からの高度経済成長期とともに急速に宅地開発が進行しており、都市化の進展に伴い、その土地利用が大きく変化してきた区域である。

荒川左岸ブロックでは、積極的に治水対策を進めてきたものの、流下能力が不足している区間などで、依然として浸水被害が発生しており、流域と河川が一体となって総合的な治水対策を進めていく必要がある。

・新河岸川ブロック（新河岸川、柳瀬川、不老川、東川など）

新河岸川ブロックの地形は、県南西部に位置しており、ブロックの大半を占める武蔵野台地の段丘面と、荒川低地の沖積低地により構成されている。都心の通勤圏の一角にあり、昭和30年後半からの高度経済成長期とともに、東武東上線、西武池袋線・新宿線沿線地区を中心に、主として台地部の畑地で急速に宅地開発が進行した。近年では低地の水田でも宅地化が進んでいる。

新河岸川ブロックでは、昭和54年に総合治水対策特定河川の対象河川となったほか、過去の大きな浸水被害により河川改修を積極的に推進し、治水施設の整備が進んでいる。

しかし、現在も浸水被害は発生しており、流域対策も含め、流域の治水安全度の向上を図る必要がある。

【資料編Ⅲ-2-2-3】 河川指定区間一覧表

【資料編Ⅲ-2-2-4】 埼玉県河川図

〈地盤沈下〉

本県の地盤沈下の原因は急激な都市化に伴う人口の増加、生活水準の向上、産業の発展などによる水需要の増大を地下水に依存したためである。

昭和36年から実施している精密水準測量（県平野部対象）の結果によると、調査開始当初は県南部地域で著しい沈下を示していたが、近年は加須市を中心とする県北東部地域が地盤沈下の中心となっている。

現在県内の地盤沈下は、長期的には沈静化傾向にあり、地盤沈下により被害が生ずるおそれの目安としている2cm以上の沈下は、平成26年以降確認されていない。

しかしながら、渇水年には沈下面積が拡大する傾向があり、引き続き沈下状況を注視する必要がある。

調査開始以来の地盤沈下状況は、県西部地域の武蔵野台地や県中央部の大宮台地等の洪積台地等においても沈下を示しているが、もっとも地盤沈下による被害を受けているのは、累積最大 184.6 cm沈下量を記録した中川低地であり、荒川低地及び加須

低地も大きな被害を受けている。

【資料編Ⅲ-2-2-5】県内地盤沈下状況

〈ため池〉

比企郡、入間郡及び児玉郡を中心に 467 箇所のため池があり、これらの多くは築年代が古く老朽化が進んでいる。このうち 244 箇所は決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池となっている。

〈山地災害危険地区〉

山地災害は、集中豪雨や台風による山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出等によりもたらされる。森林はこれらの災害を防ぐ機能を備えており、その役割が重要な森林を保安林に指定するとともに、機能低位等となった森林において、治山事業を実施している。また、山地災害の発生する危険度が高い地区を調査、把握し、山地災害危険地区として、情報を住民に周知している。

【資料編Ⅱ-2-2-17】山腹崩壊危険地区一覧表

【資料編Ⅱ-2-2-18】崩壊土砂流出危険地区一覧表

【資料編Ⅲ-2-2-1】保安林現況表

具体的取組

<予防・事前対策>

1 水害予防-治山
2 水害予防-治水
3 水害予防-地盤沈下
4 水害予防-ため池
5 土砂災害予防
6 防災都市づくり

1 水害予防-治山

(1) 取組方針

森林は、洪水、山腹崩壊、土砂流出等の山地災害を防ぐという県土保全上重要な機能を有している。治山事業は、山腹崩壊地、荒廃溪流の復旧対策や荒廃の兆しがある山地の防災対策を図るとともに、荒廃した森林を整備することにより、山地災害を防止する。

(2) 役割

機関名等	役 割
県（農林部）	・ 保安林等の指定 ・ 治山施策の総合的な推進
市町村	・ 山地災害危険地区における住民の安全確保

(3) 具体的な取組内容

ア 保安林等の指定 【県（農林部）】

県土保全上必要な森林を、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、保健保安林等に指定する。

イ 治山施策の総合的な推進 【県（農林部）】

治山事業実施方針に基づき、治山施策を総合的かつ有機的に推進する。

【治山事業の基本方針】

・ 災害に強い安全な地域づくり

豪雨等の自然現象による山地災害を防止し、またこれによる被害を最小限にとどめるため、山地災害の発生の危険性が高い集落、重要なライフラインに近接する地域等に対して、きめ細かな治山対策を推進し、地域の安全性の向上を図る。

・ 水源地域の機能強化

良質な水資源の安定的な供給と国土の保全に資するため、重要な水源地域における森林について、水源かん養機能や、土砂流出防止機能の向上を図ることにより、「緑のダム」として良好な森林水環境を形成する。

・ 豊かな環境づくり

安全で良好な生活環境の保全・形成を図るため、都市周辺等において防災機能の発揮に併せて、地域の景観や生物の生息環境に配慮し、地域の憩いの場となる森林の整備等を推進する。

【資料編Ⅱ-2-2-17】山腹崩壊危険地区一覧表

【資料編Ⅱ-2-2-18】崩壊土砂流出危険地区一覧表

【資料編Ⅲ-2-2-1】保安林現況表

ウ 山地災害危険地区における住民の安全確保

【県（農林部）】

山地災害危険地区を有する市町村は、これら地区を市町村地域防災計画に明記するとともに、予報・警報・避難指示等を迅速かつ的確に地域住民に伝達できる体制を確立する。

2 水害予防－治水

（１）取組方針

河道や調節池の整備などを加速化し、「防災力」を高める。

県民の迅速な避難行動に向け、洪水予報河川の拡大を目指した水位予測モデルの構築や水位計などを拡充し「減災力」も高める施策を進める。

これらのために、あらゆる関係者と協働した「流域治水」を推進し、レジリエントな社会の実現を目指す。

（２）役割

機関名等	役 割
県（県土整備部）	・ 治水施設の整備 ・ 流域対策の強化 ・ 水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定等
市町村	・ 下水道の整備 ・ 水害ハザードマップの作成

（３）具体的な取組内容

ア 改修計画

河川整備計画に基づき、洪水による災害発生の防止又は軽減を図るため、当面の県の改修目標である時間雨量50mm程度の降雨により発生する洪水を安全に流下させることができる治水施設の整備を行う。また、令和3年11月に改正施行された特定都市河川浸水被害対策法に基づき、中川・綾瀬川流域の特定都市河川の指定について国、関係都県、区市町で調整を行い、令和6年3月に指定されたほか、他流域の指定に向けて検討を行う。さらに、気候変動の影響による豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、人命・財産への被害を防止・最小化するため、特定都市河川への指定や「大規模氾濫減災協議会」、「埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会」、「流域治水協議会」等の活用を含め、あらゆる関係者が協働で治水対策に取り組む「流域治水」を推進し、県土全体の強靱化を図っていく。

イ 治水対策

（ア）河川の改修

河道の拡幅、築堤、河床掘削、護岸などを行う。

(イ) 調節池の整備

洪水をすべて河道に集めるのではなく、調節池により流量の軽減を図る。芝川の芝川第1調節池などで実施中である。

(ウ) 放水路の建設

幸手放水路の増強、新河岸川放水路の新設などを補助事業で行ったほか、直轄事業として三郷放水路や綾瀬川放水路、首都圏外郭放水路が完成している。

(エ) 流域対策の強化

○ 流域対策の強化

市町村と協働で学校の校庭や公園に雨水貯留浸透施設を設置するとともに、県条例に基づき、一定の開発行為及び盛土行為に対して雨水流出抑制施設の設置を開発事業者に義務付け、河川に流入する水の量を増やさない取組を実施している。

(オ) 水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定等

○ 洪水浸水想定区域の指定・公表

洪水予報河川及び水位周知河川に指定されている河川においては、水防法第14条に基づき、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村長へ通知するものである。

また、令和3年7月の水防法の改正により、洪水浸水想定区域の指定対象が拡大したことを踏まえ、洪水予報河川及び水位周知河川以外の県管理河川についても、令和6年5月28日に洪水浸水想定区域を指定した。

現在、指定・公表されている洪水浸水想定区域は次のとおりである。

国管理河川	利根川、小山川、渡良瀬川、江戸川、中川、綾瀬川、烏川、神流川、荒川、入間川、越辺川、都幾川、高麗川、小畔川
県管理河川	綾瀬川、新河岸川、芝川、新芝川、小山川、福川、女堀川、唐沢川、中川、元荒川、大落古利根川、新方川、市野川、入間川、鴨川、鴻沼川、柳瀬川、黒目川、ほか133河川
他県管理河川 (群馬県)	石田川、谷田川、利根川、広瀬川、早川

これ以外の準用河川等についても、住家等の防御対象がある河川については、市町村への洪水浸水想定区域の指定に係る助言に努めるものとする。

市町村長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したとき

は、洪水ハザードマップにより住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

○ 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

市町村防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- 一 洪水予報等の伝達方法
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域）内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（ただし、所有者又は管理者からの申出があった場合に限る。）
- 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

市町村防災会議は、市町村地域防災計画に上記四に掲げる事項を定めるときは、同計画に当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

また、市町村地域防災計画にその名称・所在地を定められた上記四の施設の所有者又は管理者は、以下について実施義務又は努力義務がある。

<四のイ 地下街等>

- ・単独又は共同で、国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の避難確保及び浸水防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、市町村長への報告、公表（義務）。
- ・計画に基づく施設利用者の洪水時等の避難確保及び浸水防止のための訓練の実施（義務）
- ・自衛水防組織の設置（義務）

<四のロ 要配慮者利用施設>

- ・国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の避難確保に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、市町村長への報告、公表（義務）。
- ・計画に基づく施設利用者の洪水時等の避難確保のための訓練の実施（義務）
- ・自衛水防組織の設置（努力義務）

<四のハ 大規模工場等>

- ・国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の浸水防止に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成（努力義務）。
- ・計画に基づく洪水時等の浸水防止のための訓練の実施（努力義務）
- ・自衛水防組織の設置（努力義務）
- ・計画を策定、自衛水防組織を設置した場合の市町村長への報告（義務）

さらに、浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた、上記一～五に掲げる事項を住民、滞在者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

ハザードマップの配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等についても定期的に確認するよう努めるものとする。

○ 洪水ハザードマップ作成の支援

洪水浸水想定区域の指定に基づき、関係する市町村は、想定される浸水区域や避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡経路など、災害時に避難する住民にとって必要な情報をわかりやすくまとめた「洪水ハザードマップ」を作成しなければならない。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

県は、市町村の洪水ハザードマップ作成に対し、技術的、支援を行う。

【資料編Ⅲ-2-2-6】水防法第14条による浸水想定区域の指定に係る関係市町村

（カ）重点事業

現在及び今後の治水上の施策の重点は、利根川、江戸川、荒川などの大河川についての改修の促進、及びそれらの諸支川である中小河川の改修である。国直轄

改修河川は、神流川、烏川、利根川、渡良瀬川、江戸川、及び中川、荒川、入間川、小山川、綾瀬川、越辺川、都幾川、高麗川、小畔川の下流部が本県に關係し、一部完成をみた所もあるが、多くは現在工事施工中である。

利根川・江戸川は、平成25年5月に河川整備計画が策定、平成28年2月、平成29年9月、令和2年3月に河川整備計画の変更がなされ、この計画に基づき重点的に工事が進められている。また、洪水量を調節し、中下流に及ぼす影響を軽減するため、上流のダム群の建設及び再編を進めることとしている。

荒川は、平成28年3月に河川整備計画の策定、令和2年9月に河川整備計画の変更がなされ、この計画に基づき堤防や調節池の整備を進めている。一方、支川の入間川、越辺川、都幾川、高麗川、小畔川の各河川においても改修が順次進められている。

江戸川は築堤工事が概ね完了し、中川、綾瀬川の両川下流部については、綾瀬川及び三郷の両放水路を重点施策として進めてきたが、三郷放水路は昭和54年度に完成し、綾瀬川放水路は平成7年度に完成している。中川については、下流部において河道の拡幅、築堤を行っている。

県施工の河川改修事業は、国補助金や県単独費で多くの河川を施工中である。

小山川、福川は昭和22年の洪水の際、各所に大被害を受け、また利根川のはん濫危険水位の上昇に従って要改修となったものである。小山川本川は14.1kmの全区間を概成しており、福川は昭和37年度から工事が始められ、21.5kmの全区間概成している。

芝川は、川口市で荒川に合流する緩流河川で、荒川の水位上昇のたびに浸水被害が生じてきた。内水対策として、排水機場整備を昭和50年度に20 m³/sを、さらに昭和62年度にも20 m³/sを設置した。放水路の新芝川は延長6.4km河幅64mの新設水路として昭和30年度から工事に着手し、昭和40年9月暫定通水を行い、昭和63年度には、護岸等も完成した。また、荒川への合流点である芝川水門の改築及び新芝川排水機場については直轄工事で完成した。

鴨川、笹目川、菖蒲川、緑川は近年開発された都市の排水河川で、内水（堤防で守られた内側の土地（人が住んでいる場所）にある水）時は、それぞれ排水機により、荒川へ排水するよう各排水機場が設置されている。

中川・綾瀬川流域は、諸河川の河道改修はもとより荒川や江戸川などへ域外排水を行っている。さらに排水先の河川の流量配分との整合を図るため、流域内に調節池を設置する。このほか、下流部の低地地域では、内水排除施設として排水機場の建設を行っている。

新河岸川流域も、中川・綾瀬川流域と同様に、河道改修のほか、大川への排水、調節池、放水路の組合せにより治水対策を進める。放水路として新河岸川放水路が完成しており、調節池は、上流部のびん沼、下流部の朝霞両調節池などが概成し、支川についても河川改修を進めている。

（キ）内水対策

近年、短時間で局所的に降る集中豪雨等の発生により、都市部において浸水

被害が頻発している。このような水害から住民の生命や財産を守り、都市生活や都市機能を確保する必要がある。

○ 下水道等の整備推進

下水道の基本的な役割の一つとして、雨水の排除による浸水の防除がある。下水道管理者は、下水道の雨水管渠や貯留施設の整備を推進する。

○ 内水ハザードマップの作成の支援

市町村は、被害の軽減を図るため、大雨による浸水（内水氾濫）の被害が想定される区域や避難場所等に関する情報を示した内水ハザードマップを作成し、住民に情報提供を行う。

県は、市町村の内水ハザードマップの作成に対し、必要な技術的支援を行う。

ウ 道路橋梁の維持補修

水害による道路又は橋梁の被災状況には、道路決壊、道路埋塞、路面流失の直接災と、冠水により交通不能となる間接災がある。

現在、国庫補助又は県単独をもって施工している道路整備事業は、自動車交通量の増加に伴う改良整備と、上記直接災に対する予防措置ともいえる。間接災の予防については河川の氾濫防止のための整備が基本である。

○ 道路の維持補修

県管理国県道実延長は2,775.2km（令和4年4月1日時点）で、防災計画の一つとして維持補修の重要性が認識されているところであり、県内12県土整備事務所の資材、人員、機械等を最大限に活用して、維持、補修を実施している。

○ アンダーパス部等の維持補修

県管理道路のアンダーパス13箇所（令和6年4月1日時点）および道路冠水の発生箇所において、道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の更新や維持補修を実施している。

また、冠水時の侵入防止対策として、監視カメラや電光掲示板、冠水センサー等の整備を推進する。

○ 橋梁の維持補修

県管理橋梁総数2,792橋（令和5年4月1日時点）で、必要な維持補修や架換えを計画的に実施し、対策に万全を期している。

○ 危険箇所と予防計画

・ 直接災によるもの

道路決壊、道路埋塞、路面流失などの直接災はほとんど現況から予測することは困難であって、最近のように集中豪雨による被害の多発する状態では全県下の国県道が対象となる。

基本的な考え方を表記すると次表のとおりである。

被災種別	該当路線	被災原因	予防計画
道路決壊	主に河川沿岸の路線	河床異常低下、堆積による	根固ブロックにより河床の安定を図る
道路埋塞	山地部路線	山腹の崩壊土石による	山腹の崩壊防止、落石防止等を行う
路面流失	県内砂利道全線	路面上の流失による	排水、嵩上げ等維持補修及び路面改造
橋梁流失	渡河部の道路橋	洗堀等による	洗堀防止や落橋防止等を行う

・間接災によるもの

過去に発生した災害状況と危険河川の箇所から検討して、洪水氾濫によって交通が阻害される地域は、入間川流域に多く、内水湛水によるものは中川流域を始め、芝川、福川、小山川等の流域の道路に多い。

これらは道路の予防計画としてよりも、河川条件に左右されるものが多い。

・道路パトロールの実施

道路の機能を保全し、安全で円滑な交通を確保するとともに、災害を未然に防止するため、各県土整備事務所において道路パトロールを実施している。

道路パトロールは、通常パトロールなどのほか、異常気象時にも随時実施し、道路危険個所の点検等を行っている。

3 水害予防－地盤沈下

(1) 取組方針

本県の地盤沈下は急激な都市化に伴う人口の増加、生活水準の向上、産業の発展などによる水需要の増大を地下水に依存したためである。地下水の採取規制や地下水から河川表流水への水源転換などにより地盤沈下の予防を進める。

(2) 役割

機関名等	役割
県（環境部）	・地下水の採取規制 ・地盤沈下監視調査の実施
県（企業局）	・代替水の供給

(3) 具体的な取組内容

ア 地下水の採取規制 【県（環境部）】

法律及び県生活環境保全条例による地下水の採取規制は、概ねJR八高線以東の48市町の地域で井戸（揚水設備）の揚水機の吐出口の断面積21cm²を限度として許可もしくは届出により規制している。

工業用水法では、工業用地下水の採取を規制し、建築物用地下水の採取の規制に

関する法律（ビル用水法）では、冷暖房設備、水洗便所、洗車設備、一定規模以上の公衆浴場の用に供される地下水の採取を規制している。

県生活環境保全条例では、全ての用途の地下水採取を規制している。

イ 代替水の供給

【県（企業局）】

地盤沈下を防止するためには、地下水から河川表流水へと水源転換を図ることが重要である。

そこで県では、工業用水法指定地域に表流水による工業用水を供給しているほか、58市町に表流水による水道用水を供給し、地下水の揚水量の削減に努めている。

ウ 地盤沈下監視調査

【県（環境部）】

（ア）精密水準測量

県内平野部56市町の地域に水準点を設置し、地盤変動調査を実施している。

（イ）地盤沈下・地下水位観測所による常時観測

県内35箇所の観測所に62本の井戸を設置し、地下水位と地盤変動量の常時観測を実施している。

4 水害予防 - ため池

（1）取組方針

ため池は農業用水の水源である一方で、豪雨などによりため池が決壊した場合、大きな被害が発生することから、県民の生命・財産を守るため、ため池の防災対策が急務となっている。

このため、防災重点農業用ため池のうち、対策が必要なため池については改修等を行うハード対策とハザードマップ作成配布等を行うソフト対策を効果的に組み合わせた防災対策を推進していく。

（2）役割

機関名等	役 割
県（農林部）、 市町村	・ため池の水害予防対策の推進

（3）具体的な取組内容

ア ため池の水害予防対策の推進

【県（農林部）、市町村】

「第2編 震災対策編—第2章—第2 災害に強いまちづくりの推進—<予防・事前対策>—9 河川・ダム等の予防対策（第2編—46ページ）」を準用する。

5 土砂災害予防

（1）取組方針

住民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、予防の措置を講ずる。

(2) 役割

機関名等	役 割
県（県土整備部）	・土砂災害警戒区域等の指定 ・土石流の予防対策 ・地すべりの予防対策 ・がけ崩れの予防対策 ・盛土による災害の予防対策
県（農林部）	・盛土による災害の予防対策 ・地すべり危険箇所の予防対策 ・山地災害危険地区の予防対策
県（危機管理防災部）	・盛土による災害の予防対策
県（環境部）	・盛土による災害の予防対策
県（都市整備部）	・盛土による災害の予防対策
市町村	・警戒避難体制の確立

(3) 具体的な取組内容

土砂災害全般にわたる取組として、土砂災害警戒区域等の指定を行い、警戒避難体制を確立する。併せて、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、山地災害、盛土による災害といった個別の現象に対し、予防対策を行う。

ア 土砂災害警戒区域等の指定

【県（県土整備部）、市町村】

県は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害により住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域について土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定し、土砂災害が及ぶ範囲を明らかにする。

市町村は、区域指定に基づき、警戒避難体制を整備する。

○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

県は土砂災害防止法に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を推進する。

市町村は、指定された土砂災害警戒区域において、警戒避難体制を定め、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難地に関する事項を記載した印刷物の配布を行う。

・基礎調査の実施

県は、おおむね5年ごとに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の

状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表するものとする。

・土砂災害警戒区域における対策

知事は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域として指定する。

市町村は、以下の項目等に留意し、土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制の整備を図る。

- ① 土砂災害警戒区域を含む自治会や住民に対し、ハザードマップを配布・公表し、住民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。
- ② 土砂災害警戒区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を開催する。
- ③ 土砂災害警戒区域内における要配慮者関連施設の避難の支援は、防災関連機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、要配慮者に関する情報（名簿、連絡体制等）を通常時から把握し、施設ごとに具体的な避難支援計画を整備する。
- ④ 土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。
- ⑤ 大雨に関する注意報、警報及び土砂災害警戒情報について、住民に周知するとともに、緊急時に住民の避難を促す伝達手段を整備していく。

市町村防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- 一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
- 五 救助に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

上記四に該当する施設については、市町村地域防災計画に、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、上記一に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

上記四に該当する施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、市町村長に報告しなければならない。また、計画に定めるところにより、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のために訓練を行わなければならない。

さらに、警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

【土砂災害の警戒避難体制に関して、ハザードマップに記載すべき事項】

- | |
|---|
| <p>① 土砂災害警戒区域並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p> <ul style="list-style-type: none">・土砂災害警戒区域等：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域・自然現象の種類：急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり <p>② 土砂災害に関する情報の伝達方法</p> <ul style="list-style-type: none">・避難場所 <p>③ その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項（必要に応じて）</p> <ul style="list-style-type: none">・雨量情報・土砂災害警戒情報、警戒避難基準雨量（降雨指標値）・避難情報（高齢者等避難、避難指示等）・土砂災害の特徴・前兆現象・避難時の心得・携行物・主要な避難路・その他 |
|---|

・土砂災害特別警戒区域における対策

知事は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、以下の措置を講ずる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・住宅宅地分譲地、要配慮者関連施設の建築のための開発行為に関する許可・建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進・土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物の所有者に対する移転等の勧告・勧告による移転者への融資、資金の確保 |
|---|

なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づき、地方公共団体が災害危険区域の指定等を検討するものとする。

【資料編Ⅱ-2-2-16】土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定箇所

イ 土石流の予防対策 【県（県土整備部）】

（ア）砂防指定地の指定

知事は治水上砂防のため、砂防設備を必要とする土地に対し、砂防法第2条の規定により、砂防指定地の指定を国土交通大臣に進達できる。国土交通大臣は砂防指定地として、これを指定することができる。

（イ）砂防指定地内の行為の制限

砂防指定地内においては、埼玉県砂防指定地管理条例第3条に基づき、土石流発生の要因となる行為を規制する。

【行為制限】

- | |
|-----------------------------|
| 1 のり切り、切土、掘削、盛土等による土地の形状の変更 |
| 2 土石の類の採取又は鉱物の採掘 |
| 3 工作物の新築、改築、増築、移転又は除却 |
| 4 立木竹の伐採又は樹根の採掘 |
| 5 木竹の滑下又は地引による搬出 |

（ウ）土石流対策工事

土砂災害警戒区域ごとに優先度を定め、優先度評価の高い区域から、砂防堰堤や溪流保全工を整備し土石流を防止する。

ウ 地すべりの予防対策 【県（農林部、県土整備部）】

（ア）地すべり防止区域の指定

知事は地すべりが発生又は発生のおそれがあり、保全対象物に危険が及ぶと予測される場合は、地すべり等防止法第3条により、地すべり防止区域として、国土交通大臣及び農林水産大臣に進達することができる。それぞれの主務大臣は、地すべり防止区域としてこれを指定することができる。

（イ）地すべり防止区域内の行為の制限

地すべり防止区域内においては、地すべり等防止法第18条に基づき、地すべりの要因となる行為を規制する。

【行為制限】

- 1 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為。
 - 2 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為。
 - 3 のり切又は切土をする行為。
 - 4 ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物の新築又は改良。
 - 5 地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為。
- 等

(ウ) 地すべり防止工事

巡視や観測により、地すべりによる滑動が疑われた場合に地すべり防止工事に着手する。また、すでに地すべりが発生している区域や、地すべりするおそれのきわめて大きな区域である「地すべり防止区域」については、観測や対策工事を実施する。

【資料編Ⅱ-2-2-14】地すべり防止区域一覧（国土交通省所管）

【資料編Ⅱ-2-2-15】地すべり防止区域一覧（農林水産省所管）

エ がけ崩れの予防対策

【県（県土整備部）】

(ア) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

知事は、崩壊のおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上である土地をいう。）について、その崩壊により相当数の居住者、その他の者に危害が生ずるおそれのある箇所に対し、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下「急傾斜地法」という。）に基づき、その区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。

(イ) 急傾斜地崩壊危険区域内の行為の制限

急傾斜地崩壊危険区域内においては、急傾斜地法第7条に基づき、急傾斜地崩壊の要因となる行為を規制する。

【行為制限】

- 1 水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為
- 2 ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- 3 のり切り、切土、掘さく又は盛土
- 4 立木竹の伐採
- 5 木竹の滑下又は地引による搬出
- 6 土石の採取又は集積 等

(ウ) 急傾斜地崩壊防止工事

土砂災害警戒区域ごとに優先度を定め、優先順位の高い箇所から急傾斜地崩壊防止工事を実施する。ただし、急傾斜地は、原則として土地の所有者等に土地を適正管理する責任があるため、土地所有者等による対策が困難・不適当な場合に限り、県で対策工事を実施する。

【資料編Ⅱ-2-2-12】急傾斜地崩壊危険区域指定箇所表

オ 山地災害危険地区の予防対策

【県（農林部）】

○ 保安林の指定等

県土の保全上特に必要な森林を保安林に指定し、適正に維持管理を行う。山地災害から県民の生活を守るため、公益上特に必要な森林を保安林に指定し、令和5年度末現在、保安林面積は、48,152haである。

【保安林の種別】

名 称	説 明
水源かん養保安林	森林土壌が雨水を吸収して、川に流れる水量を調節し、洪水等を防止する。
土砂流出防備保安林	表土の浸食、土砂の流出による土石流等を防止する。
土砂崩壊防備保安林	急峻な山地の崩壊を防止する。

○ 指定の効果

保安林の指定は、県土保全上必要な機能を持ち備えた健全な森林を将来にわたり維持していくことを目的とし、山地災害から県民の生活を守ることにつながるものである。この保安林を維持していくため、次の制限がある。

- ・ 立木伐採、土地の形質変更時に知事の許可を受けなければならない。
- ・ 立木伐採後の植栽義務

なお、これに併せ税金の免除、減額等の措置が講じられている。

○ 治山事業の推進

山地災害に対しては、国の森林整備保全事業計画に基づき、荒廃山地や山地災害危険地区を対象に災害に強い安全な地域づくりを目指した治山事業を推進する。また、埼玉県5か年計画では県土の強靱化の推進を施策として、治山事業による災害防止施設の整備等のハード対策と県民が早期の避難を自ら行えるよう山地災害危険地区の市町村地域防災計画への掲載等のソフト対策を推進していく。さらに、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化等を推進する。

○ 山地災害危険地区の情報提供

県は市町村に対し、山地災害危険地区に関する資料を提供し、地域に密着した情報の周知を図っている。

力 盛土による災害の予防対策

【県（危機管理防災部、環境部、農林部、県土整備部、都市整備部）、市町村】

○ 危険が確認された盛土に対する是正指導

県、市町村は宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。

○ 市町村への助言

県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。

6 防災都市づくり

第2編 震災対策編－第2章－第2 災害に強いまちづくりの推進－<予防・事前対策>－1 防災都市づくり（第2編－35ページ）を準用する。

<応急対策>

1 公共施設等の応急対策

第2編 震災対策編－第2章－第2 災害に強いまちづくりの推進－<応急対策>－1 公共施設等の応急対策（第2編－52ページ）を準用する。

<復旧対策>

1 迅速な災害復旧

第2編 震災対策編－第2章－第2 災害に強いまちづくりの推進－<復旧対策>－1 迅速な災害復旧（第2編－55ページ）を準用する。

第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

基本方針

「第2編 震災対策編－第2章－第3（第2編－60ページ）」を準用する。

現況

「第2編 震災対策編－第2章－第3（第2編－60ページ）」を準用する。

具体的取組

<予防・事前対策>

1 交通関連施設の安全確保
2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備
3 ライフラインの確保
4 エネルギーの確保

「第2編 震災対策編－第2章－第3（第2編－62ページ）」を準用するほか、
「3 ライフラインの確保」について次のとおり対応する。

- 県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

<応急対策>

1 道路ネットワークの確保
2 交通規制
3 交通施設の応急対策
4 ライフライン施設の応急対策
5 発災時のエネルギー供給機能の確保

「第2編 震災対策編－第2章－第3（第2編－77ページ）」を準用するほか、
「2 交通規制」について、次のとおり対応する。

- 道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を公表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

<復旧対策>

1 ライフライン施設の早期復旧

「第2編 震災対策編－第2章－第3（第2編－94ページ）」を準用する。

第4 応急対応力の強化

基本方針

各防災機関は、県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、災害対策本部を設置し、有機的な連携を図りながら、それぞれの機能を十分に活用し、応急活動体制に万全を期す。

現 況

「第2編 震災対策編－第2章－第4（第2編－99ページ）」を準用する。

具体的取組

<予防・事前対策>

1 水防
2 風防
3 応急活動体制の整備
4 防災活動拠点の整備
5 警備体制の整備
6 消防力の充実強化
7 救急救助体制の整備
8 相互応援の体制整備等

1 水防

(1) 取組方針

水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援並びに水防団に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用について計画するものであり、水防法第7条の規定に基づく埼玉県水防計画による。

ただし、災対法に基づく埼玉県災害対策本部が設置されたときは、本計画により同本部と密接に連絡するものとする。

【資料編Ⅲ-2-4-1】指定水防管理団体一覧

(2) 役割

機関名等	役 割
県（県土整備部）	・水防体制の確立

(3) 具体的な取組内容

ア 水防体制の確立 【県（県土整備部）】

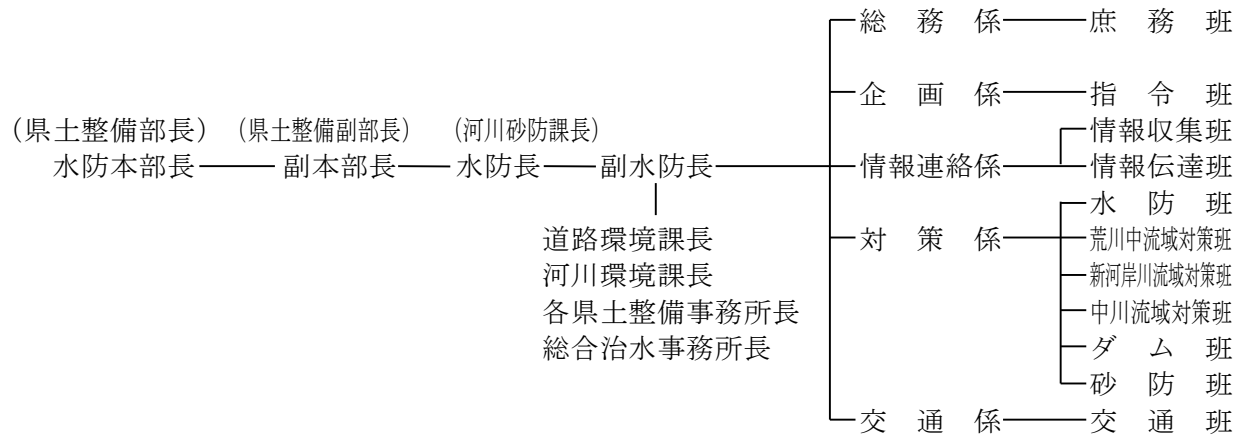
知事は、職員の通常勤務から水防非常体制への切替えを迅速確実に行い、勤務員

が長期間の非常勤務活動を完遂出来るよう配慮する。

【水防非常配備の種類及び発令・解除基準】

種 別	説 明	
第1 配備体制 (待機体制)	少数の人員で主として情報伝達を行う。	
	発令	ア 気象業務法第14条の2に基づく水防活動用予警報で大雨注意報又は洪水注意報が発表されたとき。 イ 気象業務法第14条の2に基づく水防活動予警報のうち、東京都北区に気象庁が発表する高潮警報、国土交通省荒川下流河川事務所が発表する高潮による水防警報（南砂町基準水位観測所）のいずれかが発表されたとき。 ウ 第2 配備体制が解除になったとき。 エ その他水防長が必要と認めたとき。
第2 配備体制 (警戒体制)	解除	ア 気象業務法第14条の2に基づく水防活動用予警報が解除になったとき。 イ 気象業務法第14条の2に基づく水防活動予警報のうち、東京都北区に気象庁が発表する高潮警報、国土交通省荒川下流河川事務所が発表する高潮による水防警報（南砂町基準水位観測所）が全て解除されたとき。 ウ 水防長が水防体制を取る必要が無くなったと認めたとき。 エ 第1 配備体制から第2 配備体制に移ったとき。
第3 配備体制 (非常体制)	所属人員を動員し、情報伝達、情報収集、出動要請を行う。	
	発令	ア 気象業務法第14条の2に基づく水防活動用予警報のうち大雨警報及び洪水警報のいずれかが発表されたとき。 イ 水防法第10条、第11条に基づく洪水予警報で、氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）が発表されたとき。 ウ 水防法第16条の規定により指定された河川の水防警報が発表されたとき。 エ 水防長が必要と認めたとき。 オ 第3 配備体制が解除になったとき。
第3 配備体制 (非常体制)	解除	ア 気象業務法第14条の2に基づく水防活動予警報で、大雨警報、洪水警報のすべてが解除されたとき。 イ 水防法第10条、第11条に基づく洪水予警報で、氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）が全て解除されたとき。 ウ 水防長が水防体制を取る必要がなくなると認めたとき。 エ 第2 配備体制から第3 配備体制に移ったとき。
第3 配備体制 (非常体制)	所属人員全員を動員し万全な体制で水防体制をとる。	
	発令	ア 水防本部長が必要と認めたとき。 ※ 埼玉県災害対策本部が設置され、非常体制となったとき。
第3 配備体制 (非常体制)	解除	ア 水防本部長が水防体制を取る必要がないと認めたとき。 ※ 被害が拡大するおそれが無くなったとき。

【通常の組織】



2 風防

(1) 取組方針

強風による自然災害から県民の安心安全を確保するため、迅速かつ的確に対応する体制を確保する。

(2) 役割

機関名等	役 割
県（県土整備部）	・ 風防体制の確立

(3) 具体的な取組内容

ア 風防体制の確立 【県（県土整備部）】

県は、暴風警報、暴風雪警報が発表された場合で、同時に大雨警報・注意報又は洪水警報・注意報などが発表されていない場合の体制として、風防体制を配備する。

【風防体制及び発令・解除基準】

配備体制 1 班体制 県 庁：県土整備政策課、道路街路課、道路環境課の水防雪防風防班（道路環境課内に設置） 地域機関：暴風警報等が発表された市町村を所管する県土整備事務所	
発令	ア 暴風警報、暴風雪警報が発表された場合 （同時に大雨警報・注意報又は洪水警報・注意報などが発表されていない場合） イ 大雨警報・注意報又は洪水警報・注意報などと暴風警報、暴風雪警報が同時に発表されていた場合で、大雨警報・注意報又は洪水警報・注意報などのみ解除が発表されたとき（暴風警報、暴風雪警報だけが継続する場合）
解除	暴風警報、暴風雪警報が解除された場合

3 応急活動体制の整備～8 相互応援の体制整備等

「第2編 震災対策編－第2章－第4－＜予防・事前対策＞（第2編－103ページ）」を準用する。

<応急対策>

1 水防活動
2 風防活動
3 土砂災害防止
4 応急活動体制の施行
5 防災活動拠点の開設・運営
6 応急措置
7 警備活動
8 消防活動
9 自衛隊災害派遣
10 応援要請
11 応援の受入れ
12 ヘリコプター運航調整

1 水防活動

(1) 取組方針

水防区域の監視および警戒、水防作業を実施する。

(2) 役割

機関名等	役 割
県（応急復旧部）	・資機材の備蓄及び水防措置の実施 ・避難のための立退きの指示（知事）
水防管理者	・出動命令の発出 ・水防作業の実施 ・警戒区域の設定 ・避難のための立退きの指示
ダム、堰、水門の管理者	・水防上必要な措置の実施（門扉の開閉等）
消防機関	・警戒区域の設定

(3) 具体的な取組内容

ア 水防活動 【県（応急復旧部）】

(ア) 監視、警戒活動

水防管理者は出動命令を出したときから、水防区域の監視および警戒を厳重にし、現在の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心とした堤防の表側、上面、裏側の3班に分かれ巡回し、異常を発見した場合は直ちに当該河川の管理者及び管轄県土整備事務所に報告すると共に水防作業を開始する。

また、必要に応じ、民間事業者への委任により水防活動を行うとともに、事業者が円滑に活動できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

(イ) ダム、堰、水門の操作

ダム、堰、水門の管理者は、降水又は出水の状況によって、門扉の開閉その他

必要な措置をとるとともに、その状況を速やかに関係国土交通省各河川事務所長及び県土整備事務所長に通知する。

(ウ) 資器材の備蓄および水防措置の実施

水防用器具、資材の備蓄に努めると共に、監視及び警戒により水防措置が必要と認められた場合には、関係機関と協力し、水防措置を実施する。

(エ) 情報連絡

河川砂防課長は、「第5 情報収集・伝達体制の整備－1 特別警報・警報・注意報等の伝達」に定めるほか、次の事項について災害対策課長に連絡するものとする。

- ・ 配備状況
- ・ 出水の状況
- ・ 堤防の決壊状況
- ・ その他重要と認める情報

上記の状況及び情報連絡については次のとおりとする。

課 名	河川砂防課	災害対策課
担当責任者	防災担当	災害対策担当
電 話	内線 5 1 3 7 ----- (重要なものについては文書で行う。)	内線 8 1 8 1

(オ) 重要水防区域

埼玉県水防計画「重要水防区域一覧表」による。

(カ) 水防作業上の措置

・ 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場合においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

・ 身分証明書の所持

調査及び指導等のため、現場に赴く職員は身分証明書を所持しなければならない。

イ 決壊時の処置

(ア) 決壊時の処置

○ 通報

水防管理者、水防長又は消防機関の長は、堤防その他の施設が決壊したとき、直ちにその旨を所轄県土整備事務所長及び氾濫を予想される方向の隣接水防管理者に通報しなければならない。

また、通報を受けた県土整備事務所長はこれを知事、関係各警察署、その他必要な箇所に連絡するものとする。

この事態が国土交通省直轄管理区域のとき又はその区域に影響する箇所のある場合は、水防管理者は所轄河川事務所長にも通報しなければならない。

○ 警察官の出動要請

堤防等が決壊又は、これに準ずべき事態が予想されるときは、水防管理者は警察署長に対して警察官の出動を要請することができる。

○ 居住者等の水防義務

水防管理者、水防長又は消防機関の長は、水防のため、必要がある時はその区域内に居住する者、又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

(イ) 避難のための立退き

○ 立退き

知事は洪水により著しい危険が切迫し、その必要があると認めたときは、立退きを指示する。

○ 立退き予定地等の住民への周知

指定水防管理団体にあつては、その水防計画で、その他の水防管理団体にあつては管理者が立退き予定地、経路及び可能な処置を設定し、あらかじめ住民に周知徹底させておくものとする。

○ 立退きの通知

水防管理者が指示する場合においては、水防管理者はただちに知事及び関係各警察署長に通知しなければならない。

(ウ) 水防解除

水位が氾濫注意水位以下に減じ、水防警戒の必要がなくなったときは、水防管理者は水防解除を命ずると共に、これを一般住民に周知させ、知事に対してその旨を報告しなければならない。

ウ 協力応援

(ア) 水防管理団体相互の協力応援

○ 協力応援

水防管理団体は水防に関する水防機関の相互協力応援に関して必要な事項をあらかじめ協定しておくものとする。

水防管理団体は水防機関の相互協力応援について、水防法第23条第1項にもとづき水防管理者又は消防長が他の水防管理者から応援を求められたときは、応援を求められた水防管理者は自己の防衛区域に危険のない限り相互に応援する外、水防資材等についても、当該区域において調達することの不可能な資材については、努めて併用の便を計るものとする。

○ 県土整備事務所の指導

県土整備事務所は管内水防管理団体の相互協力応援について、適切な指導を行い必要に応じて統制と活動の利便を図るものとする。

○ 費用の負担

協力応援のために要した費用の負担については、相互間の協議により定めるものとする。但し協議が整わない場合は、知事がこれを調整する。

(イ) 自衛隊に対する出動要請

自衛隊法及び自衛隊法施行令に基づき、埼玉県において発生する各種の災害に際し、県民の生命財産を保護するため、自衛隊に対する災害派遣要請、及び自衛隊との連絡を実施する。

なお、細部実施要領等は、第2編第2章第5<応急対策>「自衛隊災害派遣」による。

エ 観測通報

(ア) 雨量の通報

雨量観測所の管理者は次の要領により迅速確実に雨量の通報連絡を行わなければならない。

- ・水防本部及び県土整備事務所は必要に応じ水防管理団体、その他各機関に通報するものとする。
- ・気象庁・国土交通省・県は必要に応じ相互に通報する。

(イ) 水位の通報

水位の通報、連絡等は次の要領により行うものとする。

- ・県土整備事務所は、必要に応じて国土交通省関係の水位について河川事務所に確認の上、水防本部へ報告する。
- ・県土整備事務所は、必要に応じて水防本部に水位を通報する。

2 風防活動

(1) 取組方針

暴風に対する情報収集及び被害への対応を迅速に実施する。

(2) 役割

機関名等	役 割
県（応急復旧部）	・風防体制の配備

(3) 具体的な取組内容

ア 風防体制の配備**【県（応急復旧部）】**

県は、暴風警報、暴風雪警報が発表された場合で、同時に大雨警報・注意報又は洪水警報・注意報などが発表されていない場合に、風防体制を配備する。

【県の風防体制】

担 当	業務内容
道路関係課の水防雪防風防班	・被害情報の取りまとめ ・関係機関への情報提供
県土整備事務所	・県民や関係機関らの被害情報の収集

	・被害への対応 ・道路関係課の水防雪防風防班への被害状況、対応状況の報告
--	---

3 土砂災害防止

(1) 取組方針

土砂災害に対する情報の収集及び被害への対応を迅速に実施する。

(2) 役割

機関名等	役 割
熊谷地方気象台、県（応急復旧部）	・土砂災害警戒情報の発表
関東地方整備局、県（応急復旧部）	・土砂災害緊急情報の提供
県（応急復旧部、統括部）	・情報の収集・伝達 ・二次災害の防止
市町村	・情報の収集・伝達 ・避難指示等の発令 ・避難誘導の実施 ・二次災害の防止

(3) 具体的な取組内容

ア 土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報

(ア) 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報で、埼玉県と熊谷地方気象台から共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

土砂災害警戒情報に関する業務については、「埼玉県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定」により措置する。

○ 特徴及び利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し、発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。

また、土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊を対象として、斜面の深層崩壊、山林の崩壊、地すべり等については、発表対象とするものではないことに留意する。

(イ) 土砂災害緊急情報の提供

国は、河道閉塞による湛水を原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流、また、県は、地すべりについて重大な土砂災害の急迫した危険が認められる場合、土砂災害の想定区域及び時期について緊急調査を行い、市町村が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、調査結果を提供する。

(ウ) 情報の収集・伝達

- 県、市町村は局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。
- 県、市町村は土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、戸別伝達に努めるものとする。
- 県はボランティアとの連携等、地域に密着した山地災害の情報提供体制の整備を図り、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努めるものとする。
- 市町村は、土砂災害警戒区域を含む自治会長や要配慮者施設管理者等に対し、土砂災害警戒情報等が発令された場合、県及び市町村で把握している時間雨量と累加雨量等の情報をFAX、電話等により伝達する。
- 市町村は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、土砂災害警戒情報や各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う。

(エ) 避難指示等の発令

土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報の対象となった市町村の長は、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令する。

土砂災害警戒情報について、土砂災害警戒情報の目的、発表基準、伝達体制などを市町村地域防災計画に明記するとともに、「土砂災害警戒情報の発表された場合」を避難指示等の発令基準に位置付ける。

また、土砂災害緊急情報についても同様に地域防災計画に明記する。

(オ) 避難誘導

市町村は、具体的に危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対しては、人命の安全を第一義とし、迅速かつ沈着な行動をとり、避難するよう具体的な指導を行う。

また、乳幼児、高齢者、身体障害者等の自力避難が困難な避難行動要支援者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努めるものとする。

(カ) 二次災害の防止

県、市町村は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。

- ・ 降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施。

- ・安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等の実施。
- ・降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施。
- ・市町村は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- ・市町村は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所（令和6年度から「土砂災害警戒区域等」に変更）の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
- ・市町村は、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制等被害者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

4 応急活動体制の施行 ～ 12 ヘリコプター運航調整

「第2編 震災対策編－第2章－第4－<応急対策>（第2編－112ページ）」を準用する。

第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

基本方針

「第2編 震災対策編－第2章－第5（第2編－138ページ）」を準用する。

現 況

「第2編 震災対策編－第2章－第5（第2編－138ページ）」を準用する。

具体的取組

<予防・事前対策>

1 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

2 気象情報や避難情報の活用の周知

1 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

「第2編 震災対策編－第2章－第5（第2編－140ページ）」を準用する。

2 気象情報や避難情報の活用の周知

（1）取組方針

早期の住民避難を促すため、避難の判断に必要な気象情報等を周知し、住民の防災意識向上を図る。

（2）役割

機関名等	役 割
県（危機管理防災部）、市町村、熊谷地方気象台	・気象情報や避難情報の活用の周知

（3）具体的な取組内容

気象情報や土砂災害警戒情報など災害から身を守るための情報を住民に周知し、居住地域で起こり得る災害及びその態様に応じて危険から身を守る行動を普及する。

<応急対策>

1 特別警報・警報・注意報等の伝達
2 県、警察本部及び市町村等における措置
3 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達
4 異常な現象発見時の通報
5 広聴広報活動

1 特別警報・警報・注意報等の伝達

(1) 取組方針

特別警報・警報・注意報等の種類及び発表基準、伝達組織並びに伝達方法を定め、迅速かつ正確に伝達する。

(2) 役割

機関名等	役 割
熊谷地方気象台	・気象特別警報・警報・注意報の発表 ・洪水予報の発表 ・土砂災害警戒情報の発表 ・消防法に基づく火災気象通報
関東地方整備局	・洪水予報の発表 ・水防警報の発表 ・土砂災害緊急情報の提供
県（統括部）	・気象特別警報・警報・注意報の伝達
県（応急復旧部）	・洪水予報の発表 ・水防法に基づく河川の水位周知 ・水防警報の発表 ・土砂災害警戒情報の発表 ・土砂災害緊急情報の提供
市町村	・気象特別警報・警報・注意報の伝達

(3) 具体的な取組内容

ア 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

○ 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速等の予想値が時間帯ごとに示されて、発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル（危険度分布）」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられ

るよう、市町村をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

○ 対象地域

気象特別警報・警報・注意報は、市町村単位（二次細分区域）に区分して発表する。また、特別警報・警報・注意報の発表にあたり市町村をまとめた地域（6地域）を用いることもある。

天気予報は一次細分区域（3区域）に区分して発表する。

【予報、特別警報・警報・注意報の細分区域】

一次細分区域名	市町村等をまとめた地域名	二次細分区域名
南部	南中部	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、狭山市、上尾市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町、川島町
	南東部	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町
	南西部	飯能市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町
北部	北東部	行田市、加須市、羽生市、鴻巣市、久喜市
	北西部	熊谷市、本庄市、東松山市、深谷市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町
秩父地方	（秩父地方）	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町

【資料編Ⅲ-2-5-1】 県内の気象官署及び各種観測所

【資料編Ⅲ-2-5-2】 予報と警報・注意報の細分区域

【特別警報・警報・注意報の概要】

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害が発生するおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が発生するおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

【特別警報・警報・注意報の種類の概要】

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを

		示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警 報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が

		付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

【水防活動用】

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や降雪等により河川が増水し、重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。

【特別警報・警報・注意報発表基準（熊谷地方气象台）】

種 類		発表基準
特 別 警 報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

警 報	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
	大雨	区域内の市町村で別表1（資料編 III-2-2-8 参照）の基準に到達することが予想される場合
	洪水	区域内の市町村で別表2（資料編 III-2-2-8 参照）の基準に到達することが予想される場合
	暴風（平均風速）	20m/s（秩父地方は 15m/s）
	暴風雪（平均風速）	20m/s 雪を伴う（秩父地方は 15m/s 雪を伴う）
	大雪	12 時間降雪の深さ 10cm（秩父地方は 30cm）
注 意 報	大雨	区域内の市町村で別表3（資料編 III-2-2-8 参照）の基準に到達することが予想される場合
	洪水	区域内の市町村で別表4（資料編 III-2-2-8 参照）の基準に到達することが予想される場合
	強風（平均風速）	11m/s（秩父地方は 10m/s）
	風雪（平均風速）	11m/s 雪を伴う（秩父地方は 10m/s 雪を伴う）
	大雪	12 時間降雪の深さ 5cm（秩父地方は 10cm）
	雷	落雷等で被害が予想される場合
	濃霧（視程）	100m
	乾燥	最小湿度 25% 実効湿度 55%
	低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下※ ¹ 〔 秩父地方は 夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下※ ² 〕
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合
	融雪	
	なだれ	
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量 100mm、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合

※1 冬期の気温は熊谷地方気象台の値

※2 冬期の気温は秩父特別地域気象観測所の値

※3 現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄は空白でそれぞれ示している。

- (1) 警報とは、重大な災害が発生するおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が発生するおそれのある旨を注意して行う予報である。警報等は災害発生に密接に結びついた指標（風速や雨量指数など）が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報等の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報等について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【資料編III-2-2-7】大雨及び洪水警報・注意報基準表

○ 各種気象情報

・全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場

合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する埼玉県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する埼玉県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合がある。

・キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種類	概要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河

(洪水警報の危険度分布)	川)の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

・早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(埼玉県南部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(埼玉県など)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

・記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

・竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位(埼玉県南部など)で気象庁から発

表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、早期天候情報、少雨に関する情報、高温に関する情報、熱中症警戒アラートなどがある。

イ 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知

(ア) 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。警戒レベル2～5に相当する。

【指定河川洪水予報】

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。

		ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
--	--	---

※個別河川に係る洪水予報の基準水位は水防計画による。

【国が管理する河川の洪水予報】

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項により、国土交通大臣及び気象庁長官が共同して行う洪水予報河川は、次のとおりである。

利根川、小山川、渡良瀬川、烏川、神流川、中川、綾瀬川、江戸川、荒川、入間川、越辺川、都幾川、高麗川、小畔川

【県知事が管理する河川の洪水予報】

水防法第11条及び気象業務法第14条の2第3項により、県知事及び気象庁長官が共同して行う洪水予報河川は、次のとおりである。

綾瀬川、新河岸川、芝川、新芝川

(イ) 水防法に基づく水位周知

水位周知は、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、住民が安全な場所への避難及びその準備を行うための目安となる水位「避難判断水位」に達した情報を関係機関に通知するとともに、一般に周知させるためのものである。

【国が管理する河川の水位周知】

水防法第13条により、国土交通大臣が行う水位周知河川は、県内では該当がない。

【県知事が管理する河川の水位周知】

水防法第13条第2項により、県知事が行う水位周知河川は、次のとおりである。

小山川、福川、女堀川、中川、元荒川、大落古利根川、新方川、市野川、入間川、鴨川、鴻沼川、柳瀬川、黒目川、唐沢川

【群馬県知事が管理する河川の水位周知】

水防法第13条第2項により、群馬県知事が行う水位周知河川のうち、埼玉県に關係する河川は次のとおりである。

谷田川、利根川、広瀬川、早川

【東京都知事が管理する河川の水位周知】

水防法第13条第2項により、東京都知事が行う水位周知河川のうち、埼玉県に關係する河川は次のとおりである。

白子川、柳瀬川

(ウ) 水防法に基づく水防警報

水防警報は、あらかじめ指定された河川について、洪水によって災害が起こる

おそれがあると認められたときに、水防を行う必要がある旨を警告して行うものであり、水防管理団体の水防活動に指針を与えるものである。

【国が管理する河川の水防警報】

水防法第16条により、国土交通大臣が行う水防警報河川は、次のとおりである。

利根川、烏川、神流川、小山川、渡良瀬川、江戸川、中川、綾瀬川、荒川、入間川、越辺川、高麗川、都幾川、小畔川

【県知事が管理する河川の水防警報】

水防法第16条第3項により、県知事が行う水防警報河川は、次のとおりである。

小山川、福川、女堀川、中川、綾瀬川、元荒川、大落古利根川、新方川、市野川、入間川、鴨川、鴻沼川、芝川、新芝川、新河岸川、柳瀬川、黒目川

【群馬県知事が管理する河川の水防警報】

水防法第16条第3項により、群馬県知事が行う水防警報のうち、埼玉県に關係する河川は次のとおりである。

石田川、谷田川、利根川、広瀬川、早川

ウ 気象業務法、災害対策基本法に基づく土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、埼玉県と熊谷地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

【発表対象地域（43市町村）】

土砂災害の危険の認められない市町を除く、以下の43市町村を対象とする。

さいたま市、川口市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、鴻巣市、上尾市、北本市、桶川市、川越市、所沢市、狭山市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、飯能市、入間市、坂戸市、日高市、毛呂山町、越生町、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、吉見町、鳩山町、東秩父村、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、本庄市、美里町、神川町、熊谷市、深谷市、寄居町、春日部市、松伏町

○ 発表及び解除

発表及び解除は、次の項目のいずれかに該当する場合に埼玉県と熊谷地方気象台が協議して行う。

【発表基準】

- ・大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値をもとに作成した指標が発表基準に達した場合

【解除基準】

- ・降雨の実況値をもとに作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合

○ 伝達系統

伝達系統は、「ク 気象警報等の伝達」伝達系統図による。

エ 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報

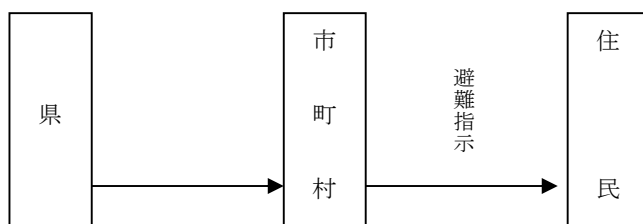
国及び県は、重大な土砂災害（河道閉塞による湛水を原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流、地すべり）が急迫している場合、土砂災害防止法第31条に基づき、土砂災害緊急情報を発表する。

○ 伝達系統

伝達系統は、以下のとおりとする。

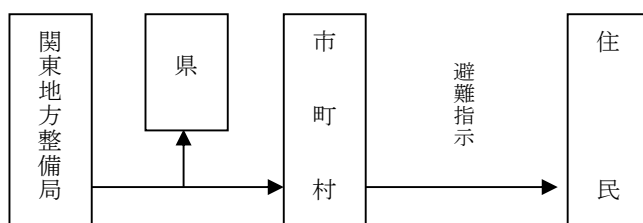
<県が緊急調査を行う場合>

- ・地すべり



<国が緊急調査を行う場合>

- ・火山噴火に起因する土石流など、高度な専門知識及び技術を要する自然現象
- ・河道閉塞による湛水
- ・河道閉塞による湛水を原因とする土石流



オ 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が埼玉県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。

【通報実施基準】

熊谷地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当または該当するおそれがある場合に、通報を実施する。

ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

力 災害時気象支援資料

熊谷地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

キ 熊谷地方気象台と埼玉県・市町村とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、下記の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、県防災担当者または市町村防災担当課責任者等へ電話連絡する。

- ・ 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
- ・ 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
 - (1) 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
 - (2) 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、または、特別警報の切替をした場合
 - (3) 特別警報を警報に切り替えた場合

※ただし、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

なお、緊急性が高い場合などには、首長または幹部職員に直接連絡を行う。

また、県及び市町村が、避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

ク 気象警報等の伝達

気象業務法に基づき、熊谷地方気象台及び気象庁本庁は気象警報等を発表、切替、解除した場合は次の機関へ通知するものとする。ただし、水防法及び気象業務法に基づく河川を指定した洪水予報は県水防計画による。

【各機関への特別警報・警報・注意報等の通知内容】

種別 通知先	特別警報 警報	注意報	気象情報					水防活動用警報 ・注意報・情報		
			全般 関東甲信地方 埼玉県	気象情報 竜巻注意情報	記録的短時間 大雨情報	土砂災害 警戒情報	その他の 気象情報	警報	注意報	情報
東日本電信電話 (株) (警報伝 達システム担当)	●	○						●	○	
NHKさいたま 放送局	●	○	○	○	○	○	○	●	○	○
消防庁	●	○		○	○	○		●	○	
県災害対策課	●	○	○	○	○	○	○	●	○	○
関係国土交通省 機関 (各河川事 務所等)	●	○	○	○	○	○	○	●	○	○

● 気象業務法第15条、施行令第8条第1号、第3号及び第9条による通知先を示す。

○ 上記以外の通知先を示す。

※ 洪水は警報に限る。

○ 埼玉県に行く通知

- ・ 気象警報等、洪水警報及び土砂災害警戒情報等を通知する。
- ・ 通知する警報事項は次のとおりとする。

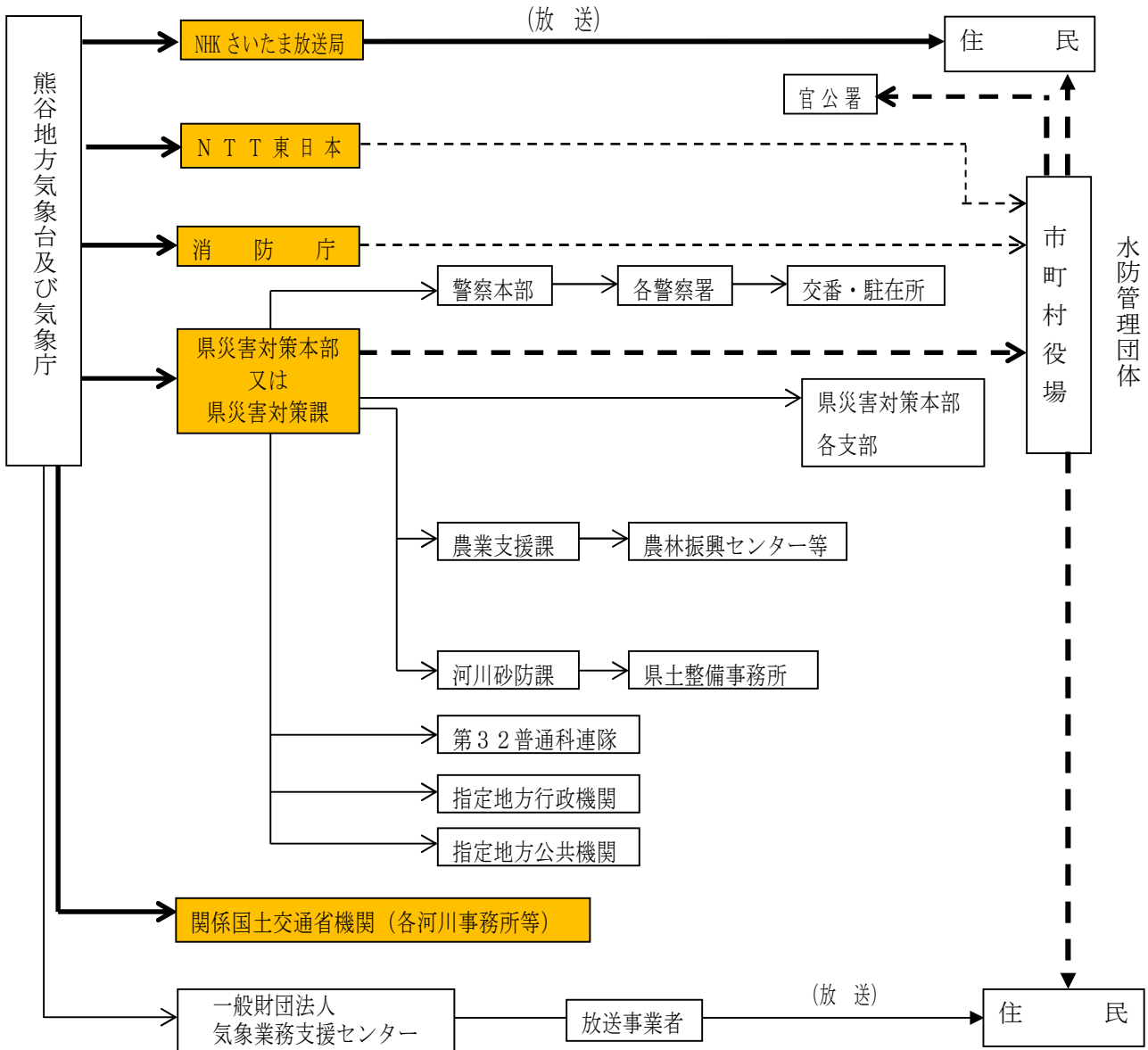
- ・ 警報等を行ったときは、その警報文の全文
- ・ 警報を解除したときは、その旨
- ・ 警報が注意報に切り換えられたときは、その注意報の全文

(注) 利根川・荒川・多摩川水系の洪水予報の通知は国土交通省及び気象庁の関係機関が行い、水防警報等については、各河川管理担当事務所（荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所、江戸川河川事務所、荒川下流河川事務所、高崎河川国道事務所）が通知する。

○ 関係国土交通省機関（各河川事務所等）に行く通知

- ・ 気象警報、洪水警報及び土砂災害警戒情報等を通知する。
- ・ 通知する警報事項は上記に準じて行う。

【伝達系統図】



凡例

- 気象業務法による伝達又は周知経路（義務）
- - - 気象業務法による伝達又は周知経路（努力義務）
- - - うち、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられる伝達経路
- 地域防災計画、行政協定等による伝達経路
- 気象業務法施行令第8条第1号、第3号及び第9条の規定に基づく法定伝達先

○ 通信途絶時の代替経路

障害等により、通常の通信経路が途絶した場合、熊谷地方気象台及び気象庁は、気象業務法による通知先に代替経路により伝達する。

代替経路として、熊谷地方気象台は県防災行政無線を使用する。このほか、加入電話、無線設備設置機関、その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。

【熊谷地方気象台からの伝達】

機関名	県防災行政無線
県災害対策課	6-8181
NHKさいたま放送局	70-4861
荒川上流河川事務所	—

【気象庁からの伝達】

機関名
東日本電信電話（株）

2 県、警察本部及び市町村等における措置

（１）基本方針

気象警報等が適切に伝達され、被害の未然防止がなされるよう対応する。

（２）役割

機関名等	役 割
県（統括部（災害対策課））	・ 気象警報等及び土砂災害警戒情報等の受領
県（各部）	・ 各種措置の実施
市町村	・ 関係機関、住民等への気象警報等の伝達
東日本電信電話（株）	・ 気象警報等の市町村への伝達

（３）具体的役割

ア 県の措置

（ア）統括部（災害対策課）

- 気象警報等及び土砂災害警戒情報等の受領窓口は統括部（災害対策課）とする。
- 統括部（災害対策課）は気象警報等を受領したときは、直ちに警報等の種別により関係各課、関係出先機関及び市町村等に伝達する。伝達先は次のとおりとする。
- 特に、気象等の特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直

ちに市町村に通知するとともに、関係市町村へは電話連絡等を行う。

【気象警報等の伝達先一覧】

伝達先 種 別		農 業 支援課	生 産 振興課	道 路 環 境 課	河 川 砂防課	警察本部 災害対策課	支 部 ・ 市 町 村	県土整備 事務所
特別 警報 ・ 警報	1 暴 風	●			○	○	○	○
	2 暴風雪	●		○		○	○	○
	3 大 雨	●			○	○	○	○
	4 大 雪	●		○		○	○	○
	5 洪 水※	●			○	○	○	○
注 意 報	1 風雪注意報			○		○	○	
	2 強風注意報	●				○	○	
	3 大雨注意報	●			○	○	○	○
	4 大雪注意報	●		○		○	○	○
	5 濃霧注意報					○	○	
	6 雷注意報	●			●	○	○	
	7 着雪注意報			○			○	○
	8 乾燥注意報					○	○	
	9 霜注意報	●	☆			○	○	
	10 低温注意報	●				○	○	
	11 洪水注意報	●			○	○	○	○
気象 情報	記録的短時間大雨 情報	●			○	○	○	○
	土砂災害警戒情報	●			○	○	○	○
	その他の気象情報	●			○	○	○	○
指定河川洪水予報		●			○	○	○	○

●は、原則として勤務時間内に発表されたときのみ伝達する。

☆は、勤務時間外に発表されたときのみ伝達する。

○は、勤務時間内外を問わず伝達する。

※洪水は警報に限る。

(イ) 農林対策部（農業支援課）

農林対策部（農業支援課）は、統括部（災害対策課）から気象警報等の伝達を受けたときは、第6編第4節の定めるところにより措置する。

(ウ) 農林対策部（生産振興課）

農林対策部（生産振興課）は、統括部（災害対策課）から気象警報等の伝達を受けたときは、第6編第4節の定めるところにより措置する。

(エ) 応急復旧部（河川砂防課）

応急復旧部（河川砂防課）は、統括部（災害対策課）から気象警報等の伝達を

受けたときは、埼玉県水防計画の定めるところにより措置する。

(オ) 応急復旧部（道路環境課）

応急復旧部（道路環境課）は、統括部（災害対策課）から気象警報等を受けたときは、「第2編 震災対策編－第2章－第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保－<応急対策>（第2編－77ページ）」に基づき措置する。

イ 県警察本部の措置

(ア) 気象警報等の伝達への協力

警察本部は、災害警備に関係のある気象警報等について、県及び関係機関の行う伝達に協力する。

(イ) 警察内部における伝達

警察本部は、統括部（災害対策課）から気象警報等の伝達を受けたときは、直ちに各警察署へ伝達する。

【資料編Ⅲ-2-2-8】気象予警報伝達系統表

ウ 市町村の措置

(ア) 気象警報等の伝達

市町村長は、県等関係機関から気象警報等の伝達を受けたときは、市町村地域防災計画の定めるところにより、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。（災対法第56条）

特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車により住民へ周知するなどの対応をとるものとする。

(イ) 伝達体制の整備

市町村は、市町村地域防災計画に気象警報等の伝達の責任者、体制及び方法等を定めておくものとする。

【資料編Ⅱ-2-8-2】集中豪雨における情報伝達及び要配慮者の避難支援に関する指針

エ 東日本電信電話（株）の措置

東日本電信電話（株）は、熊谷地方気象台から気象警報等の伝達を受けたときは、直ちに関係市町村等へ通知する。

オ 勤務時間外における注意報等の伝達

県、市町村等は、勤務時間外に伝達される気象警報等の伝達が迅速かつ的確に行われるよう体制を整備しておくものとする。

以下に県における連絡体制を示す。

・当直者の配置

県は、夜間・休日の初動対応機能の確保を目的として、当直者として県職員を配置するとともに、委託業者の職員（以下「無線当直者」という。）を配置する。

・関係各課の担当者への連絡等

無線当直者は、気象警報等が伝達された場合は前掲の「気象警報等の伝達先一覧」に基づき、関係各課であらかじめ指定された職員に連絡する。なお、大雨注意報または洪水注意報および各種警報が伝達された場合は、県職員の当直者は初動対応者等が登庁するまでの間、必要に応じ情報収集、連絡等を行う。

カ 水防法に定める水防警報、消防法に定める火災警報

（ア）水防警報

洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防活動を行う旨を発表する。

国土交通大臣が指定した利根川水系及び荒川水系の河川については、関東地方整備局の関係事務所が発表する。

埼玉県知事が指定した河川については、県河川砂防課が発表し、埼玉県水防計画の定めるところにより処置する。

（イ）火災警報

市町村長が火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき発表するもので、県地域防災計画第6編第1節第1火災予防の定めるところにより処置する。

3 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達

第2編 震災対策編―第2章―第5―<応急対策>―1 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達（第2編―146ページ）を準用するほか、次のとおりとする。

（1）風水害時に収集すべき情報

【警戒段階で収集すべき情報の例示】

情報項目	情 報 の 内 容	収集時期	収 集 源	伝達手段・経路等
(7) 気象警報等、 気象情報	予測される雨量等警戒すべき 災害事項	発表後即時	・熊谷地方気象台	・災害オペレーション支援システム ・防災情報提供システム（気象庁） ・専用回線電話 ・加入電話、テレビ・ラジオ

第3編 風水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備 <応急対策>

(イ) 雨量等の気象情報の収集	降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化	随 時	・気象庁アメダス雨量、降水短時間予報 ・県河川砂防課、県土整備事務所（県水防情報システム等） ・各雨量観測実施機関 ・市町村、消防独自の雨量観測所	・災害オペレーション支援システム ・市町村防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・水防無線
	・河川水位・流量等の時間変化 ・内陸滞水の状況	随 時	・県河川砂防課・県土整備事務所（県水防情報システム等） ・消防機関の警戒員 ・自主防災組織	
(ウ) 危害危険箇所等の情報の収集	河川周辺地域及び土砂災害危険箇所（令和6年度から「土砂災害警戒区域等」に変更）における発災危険状況 ・河川の氾濫（溢水、決壊）の予想される時期 ・箇所 ・高潮情報 ・土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象	異常の覚知後即時	・市町村、消防機関等の警戒員 ・自主防災組織、住民	・市町村防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・アマチュア無線
(エ) 住民の動向	・警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等） ・自主避難の状況	避難所収容の後	・避難所管理者 ・避難所勤務要員 ・消防・警察 ・自主防災組織	・市町村防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

【発災段階で収集すべき情報の例示】

情報項目	情 報 の 内 容	収集時期	収 集 源	伝達手段・経路等
(7) 発災情報	・河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期等）浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 ・内陸滞水・高潮による浸水状況 ・がけ崩れ、地すべり等の土砂災害の発生状況（発災箇所、時期、種類、規模等） ・発災による物的・人的被害に関する情報 〔特に死者・負傷者等人的被害及び発災の予想される事態に関する情報〕	発災状況の覚知後即時	・市町村、消防機関等の警戒員 ・警察 ・各公共施設の管理者等 ・自主防災組織、住民 〔被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域毎に〕	・災害オペレーション支援システム ・市町村防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・警察無線 ・アマチュア無線 ・災害応急復旧用無線電話（TZ41等） ・孤立防止無線
	・ライフラインの被災状況 応急対策の障害となる各道路、橋りょう、鉄道、電気、水道、ガス、電話、通信施設等の被災状況	被災後、被害状況が把握された後	・各ライフライン関係機関	・加入電話 ・専用回線電話 ・災害応急復旧用無線電話
(イ) 住民の動向	・発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等）	避難所の収容の後	・避難所管理者、勤務要員 ・消防・警察 ・自主防災組織	・市町村防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

4 異常な現象発見時の通報

(1) 基本方針

災害が発生するおそれがある異常な現象を速やかに把握する。

(2) 役割

機関名等	役 割
災害が発生するおそれがある異常な現象の発見者	・市町村長又は警察官への通報
市町村	・気象庁その他の関係機関への通報

(3) 具体的な取組内容

災対法第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は次の要領による。

○ 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市町村長又は警察官に通報しなければならない。(災対法第54条)

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。(同条第2項)

通報を受けた警察官はその旨を速やかに市町村長に通報しなければならない。(同条第3項)

○ 市町村長の通報及びその方法

前項の通報を受けた市町村長は、この計画(県地域防災計画)の定めるところにより気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

【資料編Ⅲ-2-2-9】異常現象の通報・伝達経路

【気象庁(熊谷地方気象台)に伝達する事項】

○ 気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えば竜巻等突風現象

○ 地震・火山に関する事項

・火山関係

噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象

・地震関係

数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

○ 気象庁機関の通報先

熊谷地方気象台

5 広聴広報活動

第2編 震災対策編—第2章—第5—<応急対策>—2 広聴広報活動(第2編—158ページ)を準用するほか、次のとおりとする。

(1) ダム放流に伴う住民等に対する広報

ダムの放流に伴い、下流河川の水位が急激に上昇する場合は、電話等により関係機関へ通知するとともに、サイレン、拡声器及び警報車により沿岸住民に周知徹底を図るものとする。

ダムの設置状況は下表のとおり。具体的な広報方法は、資料編Ⅲ-2-2-11～18による。

【埼玉県内のダム】

ダム名	関係河川名	所在市町村	管理者
二瀬ダム	荒川	秩父市	国土交通省
浦山ダム	荒川	秩父市	水資源機構
合角ダム	吉田川	秩父市	埼玉県
玉淀ダム	荒川	寄居町	東京発電㈱
大洞ダム	大洞川	秩父市	東京発電㈱
下久保ダム	神流川	神川町	水資源機構
有間ダム	有間川	飯能市	埼玉県
権現堂調節池	権現堂川	幸手市	埼玉県
滝沢ダム	中津川	秩父市	水資源機構
荒川第一調節池	荒川	戸田市	国土交通省

【資料編Ⅲ-2-2-10】二瀬ダム放流に伴う広報体制

【資料編Ⅲ-2-2-11】玉淀ダム及び大洞ダム放流に伴う広報体制

【資料編Ⅲ-2-2-12】下久保ダム放流に伴う広報体制

【資料編Ⅲ-2-2-13】有間ダム放流に伴う広報体制

【資料編Ⅲ-2-2-14】合角ダム放流に伴う広報体制

【資料編Ⅲ-2-2-15】権現堂調節池放流連絡機関

【資料編Ⅲ-2-2-16】浦山ダム放流に伴う広報体制

【資料編Ⅲ-2-2-17】滝沢ダム放流に伴う広報体制

第6 医療救護等対策

基本方針

「第2編 震災対策編－第2章－第6（第2編－164ページ）」を準用する。

現況

「第2編 震災対策編－第2章－第6（第2編－164ページ）」を準用する。

具体的取組

<予防・事前対策>

1 医療救護体制の整備

「第2編 震災対策編－第2章－第6（第2編－166ページ）」を準用する。

<応急対策>

1 初動医療体制

2 遺体の取扱い

「第2編 震災対策編－第2章－第6（第2編－172ページ）」を準用する。

<復旧対策>

1 防疫体制の確立

2 遺体の埋・火葬

「第2編 震災対策編－第2章－第6（第2編－181ページ）」を準用する。

第7 避難対策

基本方針

「第2編 震災対策編－第2章－第8（第2編－195ページ）」を準用する。

なお、風水害は地震のような突発的な災害ではなく、ある程度予測可能な災害であることから、避難誘導の方法、避難所の運営及び対象者の行動に違いがあることに留意する。

現 況

「第2編 震災対策編－第2章－第8（第2編－195ページ）」を準用する。

具体的取組**＜予防・事前対策＞****1 避難体制の整備****1 避難体制の整備**

「第2編 震災対策編—第2章—第8（第2編—196ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。

ア 避難計画の策定**【市町村】**

市町村は、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難指示等を発令するために必要な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。また、浸水や土砂災害等のリスクを考慮した上で、避難場所、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとするとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

避難に当たっては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は住民等への周知徹底に努める。

○ 洪水等に対する住民の警戒避難体制

市町村は、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国及び県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

○ 土砂災害に対する住民の警戒避難体制

市町村は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令する

ことを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国及び県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。

○ 局地的短時間豪雨

市町村は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

【資料編Ⅱ-2-8-2】集中豪雨における情報伝達及び要配慮者の避難支援に関する指針
避難所の運営に関する指針

イ 発災前の避難決定及び住民への情報提供

【県（危機管理防災部、県土整備部）、市町村】

台風、豪雪、洪水、土砂災害等は、被災までに一定の時間があり、予見性が高い。県及び市町村は、熊谷地方気象台など専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難決定や、住民避難に資する情報提供を実施するよう努める。

住民に対しては、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。

ウ 事業者による従業員等の安全確保

【事業者】

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

＜応急対策＞

1 避難の実施
2 避難所の開設・運営
3 広域避難
4 広域一時滞在

1 避難の実施

「第2編 震災対策編－第2章－第8（第2編－203ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。

(1) 取組方針

「第2編 震災対策編－第2章－第8（第2編－203ページ）」を準用する。

(2) 役割

機関名等	役 割
市町村長	・避難の指示 ・警戒区域の設定
知事、その命を受けた職員（応急復旧部）	・避難の指示（洪水及び地すべり） ・警戒区域の設定（市町村が事務を行えなくなったとき）
県（統括部、応急復旧部）、熊谷地方気象台、関東地方整備局	・避難指示等に関する市町村長への助言
水防管理者	・避難の指示（洪水）
警察官	・避難の指示 ・警戒区域の設定（市町村長等が現場にいないとき等）
自衛官	・避難の指示（その場に警察官がいない場合に限る） ・警戒区域の設定（市町村長等、警察官が現場にいないとき）

(3) 具体的な取組内容

ア 避難指示

(ア) 実施責任者

避難のための立退きの指示、立退き先の指示、及び必要に応じて屋内での待避等の指示は、次の者が行うものとする。

実施責任者	根拠法令	適用災害
知事、その命を受けた職員	水防法第29条及び地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
市町村長	災対法第60条	災害全般

水防管理者	水防法第29条	洪水
警察官	災対法第61条及び警察官職務執行法第4条	災害全般
災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官 (その場に警察官がいない場合に限る)	自衛隊法第94条	災害全般

ただし、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、都道府県知事が、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。

○ 避難指示

・ 市町村長及び水防管理者

市町村長及び水防管理者は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示、立退き先の指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うものとする。

・ 知事又はその命を受けた職員

知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示を行うものとする。

知事又はその委任を受けた職員は、地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立退きを指示するものとする。

・ 警察官

警察官は、災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、市町村長もしくはその権限を代行する市町村の吏員が指示できないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立退きを指示するものとする。

・ 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をするものとする。

(イ) 避難指示の内容 【市町村長、水防管理者】

避難の指示は、次の内容を明示して行う。

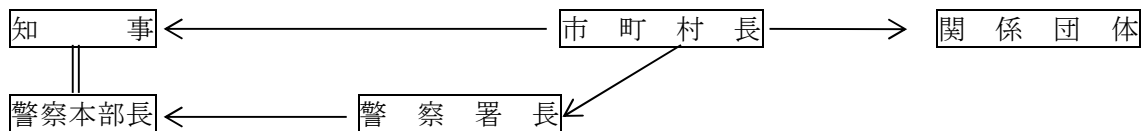
- ・ 要避難対象地域
- ・ 立退き先
- ・ 避難先及び避難経路
- ・ 避難理由
- ・ 避難時の留意事項

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は住民等への周知徹底に努める。

(ウ) 関係機関相互の通知及び連絡

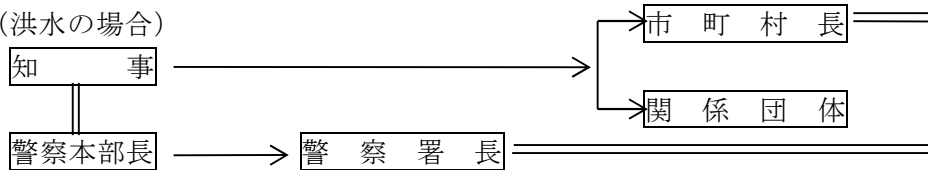
避難の指示者等は避難のための立退きを指示したときは、次の要領に従って関係機関に通知又は連絡するものとする。(注「→」は通知「＝」は相互連絡を示す)

・市町村長



・知事又はその命を受けた職員

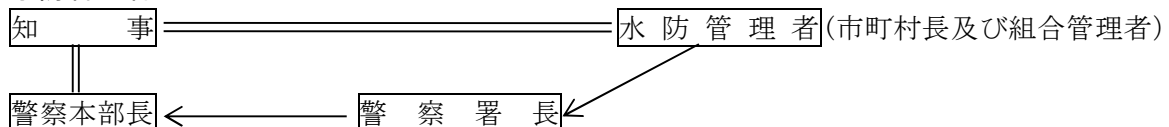
(洪水の場合)



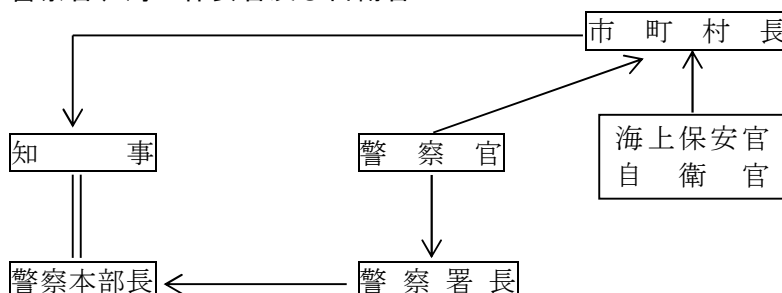
(地すべりの場合)

洪水の場合に準じる。ただし水防管理者に対する通知、連絡を除くものとする。

・水防管理者



・警察官、海上保安官及び自衛官



(エ) 発令基準及び伝達方法

避難指示の発令者は、おおむね次の基準により発令し、伝達するものとし、具体的な発令基準を定めておくものとする。

種 別	発 令 基 準	伝 達 方 法
避難指示	1 気象台から豪雨、台風、地震等災害に関する警報が発され、避難を要すると判断されるとき。 2 関係機関から豪雨、台風、地震等災害に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき。 3 河川が避難判断水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。 4 河川の上流の地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。 5 地すべりにより著しい危険が切迫しているとき。 6 土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断されるとき。 7 火災が拡大するおそれがあるとき。	(1) サイレン、警鐘、標識によるほか広報車、消防機関、水防団体による周知及びラジオ、テレビ等あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図るものとする。 (2) できるだけ民心を恐怖状態におちいらせないようにするとともに火災の予防についても警告するものとする。

イ 市町村長による避難情報の発令

(ア) 市町村長による避難情報の発令

市町村長は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、次の三類型による避難情報を発令する。発令に当たっては、気象情報や河川の水位情報等の把握に努め、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して、空振りを恐れず、適切なタイミングで行うものとする。

種 別	発 令 時 の 状 況	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	【危険な場所から高齢者等避難】 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難 又は屋内安全確保）する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。またハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合は、自らの判断で 屋内安全確保の準備をする。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、準備が整い次第、当該災害に対応した避難（指定緊急避難場所へ立退き避難または屋内安全確保）をすることが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難指示	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	【危険な場所から全員避難】 ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う。 ・平時からハザードマップやマイ・タイムライン等に

		より屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	・災害発生（※1）又は切迫（※2）している状況 ※1 災害発生 堤防の決壊により河川の氾濫発生や集中的な土砂災害の発生 ※2 災害の切迫 水位の推定値等から河川が氾濫している可能性がある判断できる場合や、集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況	【緊急安全確保】 ・災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」へと行動変容する。 ・災害が発生・切迫している状況を市町村が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5緊急安全確保が発令された際に取るべき行動を検討する。

（用語の説明）

■避難：災害から命を守るための行動

■立退き避難：指定緊急避難場所や「近隣の安全な場所」へ移動する避難行動

■近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、親戚・知人宅、ホテルなどの近隣のより安全な浸水しない場所・建物等

■屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動。自宅などの居場所や安全を確保できる場所にとどまる「待避」や屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する「垂直避難」を指し、居住者等がハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、自らの判断でとる行動。以下の条件を満たされている必要がある。

- ・自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域（堤防決壊等により激しい氾濫流や河川浸食が発生する区域）に存していないこと
- ・自宅等に浸水しない居室があること
- ・自宅等が一定期間浸水することに伴う支障（食料等の確保や電気、ガス、トイレ等の使用）を許容できること

（イ）市町村長への助言

【県（統括部、応急復旧部）、熊谷地方気象台、関東地方整備局】

県、熊谷地方気象台及び関東地方整備局は、市町村から求めがあった場合には、避難情報の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、県は、時期を失することなく避難情報が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。さらに、市町村は避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

ウ 警戒区域の設定

警戒区域の設定にあたっては、次に示すとおり状況に応じて指示を行う。また、指示を行ったものは、その旨を関係機関及び住民に周知する。

状 況	措 置	指 示 者	対 象 者
ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災害対策基本法第63、73条）	(7) 立入制限 (4) 立入禁止 (ウ) 退去命令	(7) 市町村長 (4) 警察官（注1） (ウ) 自衛官（注3） (エ) 知事（注4）	災害応急対策に従事する者以外の者
イ 水防上緊急の必要がある場所（水防法第21条）	(7) 立入禁止 (4) 立入制限 (ウ) 退去命令	(7) 水防団長、水防団員、又は消防機関に属する者 (4) 警察官（注2）	水防関係者以外の者
ウ 火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	(7) 退去命令 (4) 出入の禁止 (ウ) 出入の制限	(7) 消防吏員又は消防団員 (4) 警察官（注2）	命令で定める以外の者
エ 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）	(7) 引き留め (4) 避難 (ウ) 必要な措置命令	(7) 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

（注1） 市町村長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う市町村の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

（注2） (7)に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

（注3） 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、(7)および(4)がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

（注4） 知事は災害によって市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、市町村長に代って実施しなければならない。

【資料編Ⅱ-2-8-2】集中豪雨における情報伝達及び要配慮者の避難支援に関する指針

エ 避難誘導

（ア）市町村の役割

○ 避難指示又は高齢者等避難の伝達

住民に対し、避難指示又は高齢者等避難を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

＜災害の発生状況に関する状況＞

- ・河川が氾濫する等の災害が発生したこと（発生場所や時刻などの具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。）
- ・災害の拡大についての今後の見通し

＜災害への対応を指示する情報＞

- ・危険地区住民への避難指示
- ・避難誘導や救助・救援への住民の協力要請
- ・周辺河川や斜面状況への注意・監視
- ・誤った情報に惑わされないこと
- ・冷静に行動すること

また、市町村内の各地域、駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる住民に対して迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。

○ 避難誘導

避難にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児などの自力避難が困難な者、また地理に不案内な者、日本語を解さない者等の避難行動要支援者の確実な避難のため、避難誘導員を配置するものとする。その際、自主防災組織と連携し、地域単位での安全で迅速な避難を図る。

また、安全に避難誘導をするため、避難誘導員は地域の災害危険性に関して熟知しておくものとする。

山間孤立集落など、安全な避難所までの距離が遠い場合、あらかじめ作成した搬送計画により、バス、ヘリコプター等の搬送手段を活用する。

(イ) 警察機関の任務

- 警察官が避難誘導を行う場合は、市町村、消防機関、水防機関等と協力し、安全な経路を選定するとともに、所要の装備資器材を活用して的確に行うものとする。
- 住民が避難した地域に対しては、状況の許す限り警らを行い犯罪の予防に努める。

2 避難所の開設・運営 ～ 4 広域一時滞在

「第2編 震災対策編－第2章－第8（第2編－205～212ページ）」を準用する。

＜復旧対策＞

1 他県(さらに遠県)への避難(移送)

「第2編 震災対策編－第2章－第8（第2編－213ページ）」を準用する。

第8 災害時の要配慮者対策

基本方針

「第2編 震災対策編－第2章－第9（第2編－214ページ）」を準用する。

現況

「第2編 震災対策編－第2章－第9（第2編－214ページ）」を準用する。

具体的取組

<予防・事前対策>

1 避難行動要支援者の安全対策
2 要配慮者全般の安全対策
3 社会福祉施設入所者等の安全対策

「第2編 震災対策編－第2章－第9（第2編－216ページ）」を準用する。

<応急対策>

1 避難行動要支援者等の避難支援
2 避難生活における要配慮者支援
3 社会福祉施設入所者等の安全確保
4 外国人の安全確保

「第2編 震災対策編－第2章－第9（第2編－225ページ）」を準用する。

第9 物資供給・輸送対策

基本方針

「第2編 震災対策編－第2章－第10（第2編－231ページ）」を準用する。

現況

「第2編 震災対策編－第2章－第10（第2編－231ページ）」を準用する。

具体的取組

<予防・事前対策>

- | |
|---|
| 1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備 |
| 2 緊急輸送体制の整備 |

第2編 震災対策編－第2章－第10（第2編－233ページ）」を準用する。

<応急対策>

- | |
|---------------------------|
| 1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給 |
| 2 緊急輸送 |

「第2編 震災対策編－第2章－第10（第2編－242ページ）」を準用する。

第10 県民生活の早期再建

基本方針

「第2編 震災対策編－第2章－第11（第2編－251ページ）」を準用する。

具体的取組

<予防・事前対策>

1 罹災証明書の発行体制
2 応急住宅対策
3 動物愛護
4 文教対策
5 がれき処理等廃棄物対策
6 被災中小企業支援

第2編 震災対策編－第2章－第11（第2編－252ページ）を準用する。

<応急対策>

1 災害救助法の適用
2 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行
3 がれき処理等廃棄物対策
4 食品衛生監視
5 動物愛護
6 応急住宅対策
7 文教対策

「第2編 震災対策編－第2章－第11（第2編－258ページ）」を準用する。

<復旧対策>

1 生活再建等の支援

「第2編 震災対策編－第2章－第11（第2編－274ページ）」を準用する。

第11 竜巻等突風対策

基本方針

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等突風について、県民への注意喚起を行うとともに県民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

現況

○ 竜巻の発生状況

竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。

日本では、年平均で約20件（2007年～2023年、海上竜巻を除く）の発生が確認されている。

竜巻の発生数は、台風シーズンの9月がもっとも多いが、季節を問わずどのような地域でも発生する可能性がある。

○ 特徴

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状または柱状の雲を伴う。被害域は、幅数十～数百メートルで、長さ数キロメートルの範囲に集中するが、数十キロメートルに達したこともある。

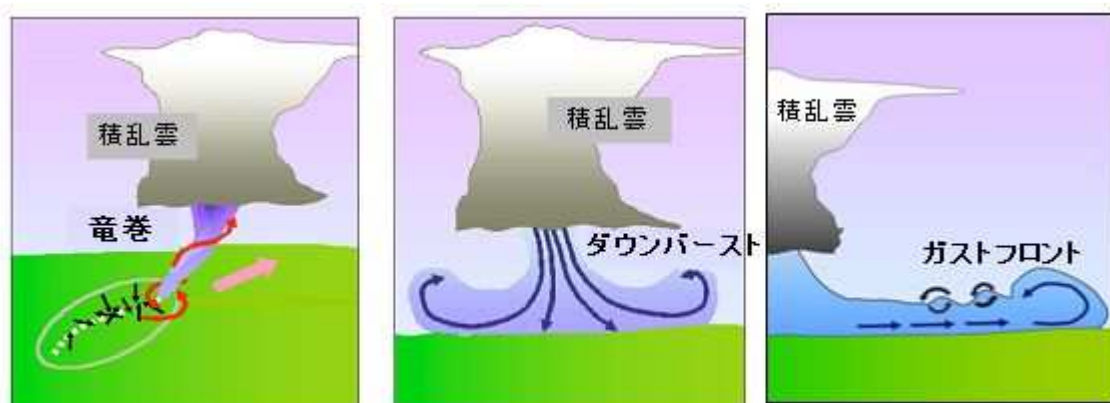
○ その他の突風

・ダウンバースト

ダウンバーストは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がり数百メートルから十キロメートル程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴がある。

・ガストフロント

ガストフロントは、積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がり竜巻やダウンバーストより大きく、数十キロメートル以上に達することもある。



（出典：気象庁ホームページ）

○ 竜巻注意情報、竜巻発生確度ナウキャスト

気象庁は、竜巻などの激しい突風に関する気象情報として、竜巻注意情報を発表しているほか、竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、竜巻発生確度ナウキャストを提供している。

これらの情報は、激しい突風をイメージしやすい言葉として「竜巻」を使っているが、ダウンバーストやガストフロントに対する注意も含まれている。

○ 課題

竜巻などの激しい突風は局地的な気象現象であり、予測が難しいことから、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの適中率及び予測精度は低い。

【参考：竜巻注意情報の概要】

- ・ 竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象庁から発表される。
- ・ 竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表される。情報の有効期間は発表から約1時間であるが、その後も注意すべき状況が続く場合には、一連の情報として竜巻注意情報が再度発表される。

竜巻注意情報の発表例

埼玉県竜巻注意情報 第1号

令和××年××月××日××時××分 気象庁発表

埼玉県南部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、××日××時××分まで有効です。

- ・ 適中率は5%程度、捕捉率は30%程度。発表段階で竜巻の規模は不明、竜巻発生後に発表となることもあり、予測精度は低い。

【参考：竜巻発生確度ナウキャストの概要】

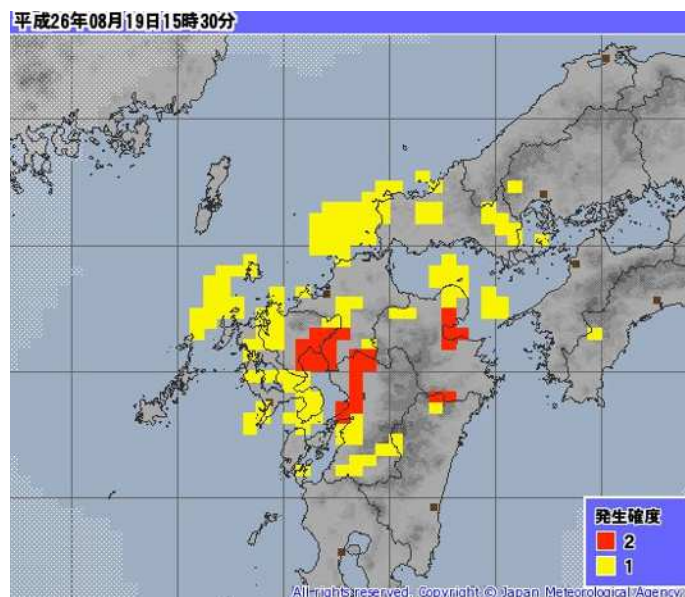
竜巻発生確度ナウキャストは、10km四方の領域ごとに竜巻等の発生しやすさの解析結果を示す情報である。

竜巻注意情報が発表されたときには、竜巻発生確度ナウキャストで竜巻等の発生する可能性が高まっている領域や今後の変化を確認することができる。実況と1時間先までの予測が提供されており、10分ごとに更新されている。

- (i) 発生確度2：竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。
(適中率7～14%、捕捉率50～70%)
- (ii) 発生確度1：竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。(適中率1～7%、捕捉率80%程度)

発生確度1以上の地域では、予測の適中率は発生確度2に比べて低くなるが、捕捉率は80%であり見逃しが少ない。

竜巻発生確度ナウキャストについて



発生確度2	竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。 予測の適中率※は7～14%程度、捕捉率は50～70%程度である。 発生確度2となっている地域に竜巻注意情報が発表される。
発生確度1	竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。 発生確度1以上の地域では、予測の適中率※※は1～7%程度であり 発生確度2に比べて低くなるが、 捕捉率は80%程度であり見逃しが少ない。

- ※ 発生確度2の予測の適中率 : 発生確度2となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、
予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合
- ※※ 発生確度1以上の予測の適中率 : 発生確度1以上となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、
予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合
- (補足) 上表中の「適中率」及び「捕捉率」は、過去30ヶ月の従属資料による検証値です。

(出典：気象庁ホームページ)

具体的取組

<予防・事前対策>

1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及
2 竜巻注意情報等気象情報の普及
3 被害予防対策
4 竜巻等突風対処体制の確立
5 情報収集・伝達体制の整備
6 適切な対処法の普及

1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及

(1) 取組方針

竜巻等突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

(2) 役割

機関名等	役 割
県（危機管理防災部）、市町村	・ 竜巻や対処方法に関する知識の普及
熊谷地方気象台	・ 竜巻や対処方法に関する知識の普及
学校	・ 竜巻発生や避難に関する指導の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

【県（危機管理防災部）、市町村、熊谷地方気象台】

- 県及び市町村は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、職員への研修や県民への普及啓発を行う。

（参考）県民向け普及啓発資料：気象庁作成リーフレット「竜巻から身を守る～竜巻注意情報～」、防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」等）

イ 竜巻対応マニュアルの作成 【学校】

- 竜巻発生のメカニズムや竜巻の特徴を理解させ、日頃から竜巻へ備える態度を育てる。
- 竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させる。
- 安全管理運対体制の充実を図る。

2 竜巻注意情報等気象情報の普及

(1) 取組方針

竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの適中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、広く県民に普及を図る。

(2) 役割

機関名等	役 割
熊谷地方気象台、 県（危機管理防災 部）、市町村	・ 竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの普及

(3) 具体的な取組内容

ア 竜巻関係の気象情報について普及啓発

【県（危機管理防災部）、市町村、熊谷地方気象台】

- 熊谷地方気象台は県及び市町村と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、県民への普及啓発を行う。

（参考）県民向け普及啓発資料：気象庁作成リーフレット「竜巻から身を守る!」、防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう!」等）

3 被害予防対策

(1) 取組方針

竜巻等突風は発生予測が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、広く県民等に対して被害の予防対策の普及を図る。

(2) 役割

機関名等	役 割
県（危機管理防災 部）、市町村	・ 竜巻被害の予防対策の普及
県（農林部）、市 町村	・ 農作物における耐風対策
県民	・ ガラス飛散防止フィルム等による窓ガラスの破損防止 ・ 屋内における退避場所の確保
鉄道事業者	・ 突風による脱線事故の防止対策の推進
学校	・ ガラス飛散防止対策

(3) 具体的な取組内容

ア 物的被害を軽減させるための方策

【県（危機管理防災部、農林部）、市町村、重要施設管理者】

- 重要施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を進める。
- 低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

4 竜巻等突風対処体制の確立

(1) 取組方針

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際の対処や連絡体制を整備し、被害の防止に役立てる。

(2) 役割

機関名等	役 割
県（危機管理防災部）、市町村	・ 竜巻に対する対処、防災関係機関との事前調整

(3) 具体的な取組内容

ア 竜巻に対する対処 【県（危機管理防災部）、市町村】

- 県及び市町村は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

5 情報収集・伝達体制の整備

(1) 取組方針

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。

(2) 役割

機関名等	役 割
県（危機管理防災部）、市町村	・ 竜巻等突風が発生又は発生する可能性が高まった際の県民等への伝達体制の整備 ・ 竜巻等突風の通報制度の検討
県民	・ 竜巻注意情報取得のための事前準備（防災情報メールの登録等）

(3) 具体的な取組内容

ア 住民への伝達体制 【県（危機管理防災部）、市町村】

- 事前登録型の防災情報メール等に竜巻注意情報を加え、住民への登録を促す。
- 防災行政無線、緊急速報メールなど住民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を検討する。

イ 目撃情報の活用 【県（危機管理防災部）、市町村、熊谷地方気象台、学校】

- 県及び市町村や防災関係機関の職員から、竜巻等突風の日撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

6 適切な対処法の普及

（１）取組方針

竜巻等突風への具体的な対処法を県民に分かりやすい形で示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発を行う。

（２）役割

機関名等	役 割
県（危機管理防災部）、市町村	・ 竜巻等突風が発生する可能性が高まった際にとるべき行動の県民等への普及 ・ 竜巻対応マニュアルの作成、関係機関等との共有
県民	・ 竜巻等突風の情報取得や身を守る方法の習得

（３）具体的な取組内容

ア 具体的な対処方法の普及 【県（危機管理防災部）、市町村、県民】

- 県民は、竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。
県及び市町村は、ホームページや広報紙等で、対処法をわかりやすく掲示する。

【竜巻から命を守るための対処法】

- ・ 頑丈な建物への避難
- ・ 窓ガラスから離れる
- ・ 壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
- ・ 避難時は飛来物に注意する

【具体的な対応例】（竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年8月15日））

(A) 竜巻注意情報発表時、(B) 積乱雲の近づく兆しを察知した時、(C) 竜巻の接近を認知した時には、下記に示したそれぞれの状況に対応した対処行動例を参考に、適切な行動をとる。

【竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例】

状況の時系列的变化	対処行動例
(A) 竜巻注意情報発表時	・ 空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ・ 竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認す

	る。 ・安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子供・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一に備え、早めの避難開始を心がける。
(B) 積乱雲が近づく兆しを察知したとき （積乱雲が近づく兆し） 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	・野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ・屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
(C) 竜巻の接近を認知したとき （竜巻接近時の特徴） ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴 （ゴーというジェット機のようなごう音 ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等）を認知したとき なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。	竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。 （屋内） ・窓から離れる。 ・窓の無い部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 （屋外） ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。

出典：気象庁資料をもとに作成

<応急対策>

1 情報伝達
2 救助の適切な実施
3 がれき処理
4 避難所の開設・運営
5 応急住宅対策
6 道路の応急復旧

1 情報伝達

(1) 取組方針

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際、県民に対して適切な対処を促すための情報を伝達する。

(2) 役割

機関名等	役 割
県（統括部）、市町村	・防災情報メール等を活用した竜巻等突風の情報の伝達

(3) 具体的な取組内容

ア 竜巻等突風に関する普及啓発の推進 【県（統括部）、市町村】

- 県及び市町村は、県民が竜巻等突風から身の安全を守るため、県民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。
- 市町村は、住民の適切な対処行動を支援するため、住民に適切な情報伝達を行うことが重要である。その際は、可能な範囲で、住民が対処行動をとりやすいよう市町村単位の情報の付加等を行う。

【市町村単位での情報の付加に係る参考】

（竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年8月15日））

(A) 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

- 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。
- なお、竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。

(B) 竜巻注意情報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

- 竜巻注意情報が当該市町村の属する都道府県に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。
- 気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょ

うが降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。強い降水域の接近については気象レーダー画像で確認できる。

- 竜巻発生確度ナウキャストを用い、当該市町村が、実況及び予測で発生確度2、発生確度1、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10 km格子単位の表示であるため、当該市町村が発生確度1又は2の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する。

(情報伝達)

- 多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者等へ既存の連絡体制や同報メール、同報ファックスを用いて情報伝達を行う。

(C) 当該市町村内において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入ったときにおける対応

(情報伝達)

- 当該市町村内において、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで当該市町村が発生確度2の範囲に入った場合に、住民に対して防災行政無線や登録型防災メール等を用いて情報伝達を行う。
- 情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起（竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等）、及び住民の対処行動（第3編－87ページの「竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例」を参照）の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

（例文）現在、竜巻注意情報が発表され、〇〇市内において、竜巻などの突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください

(D) 当該市町村内において竜巻が発生したときにおける対応

(情報伝達)

- 当該市町村内及び周辺において竜巻の発生したことを当該市町村が確認した場合は、防災行政無線や登録型防災メール等を用いて住民へ情報伝達を行う。
- 情報伝達の内容としては、竜巻が発生した旨、及び住民の対処行動（第3編－87ページの「竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例」を参照）の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

（例文）先ほど、〇〇市内に竜巻が発生したようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓の無い部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください。（竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がることが見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じるなどです。）

2 救助の適切な実施

(1) 取組方針

被害の規模に応じて避難所の開設等、適切な救助を実施する。

(2) 役割

機関名等	役 割
県（各部）、防災関係機関	・ 市町村が行う災害救助への適切な支援の実施
市町村	・ 災害救助の適切な実施

「第2編 震災対策編－第2章－第11－<応急対策>－1 災害救助法の適用（第2編－258ページ）」を準用する。

3 がれき処理

(1) 取組方針

竜巻等突風により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。

(2) 役割

機関名等	役 割
県（環境対策部）	・ 市町村の行うがれき処理への支援
市町村	・ がれきの収集、処理の実施

「第2編 震災対策編－第2章－第11－<応急対策>－3 がれき処理等廃棄物対策（第2編－262ページ）」を準用する。

4 避難所の開設・運営

(1) 取組方針

竜巻等突風の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。

(2) 役割

機関名等	役 割
県（統括部）	・ 市町村からの要請に基づく職員の派遣
市町村	・ 避難所の開設・運営
防災関係機関	・ 避難所における被災者支援

「第2編 震災対策編－第2章－第8－<応急対策>－2 避難所の開設・運営（第2編－205ページ）」を準用する。

必要に応じ、日本赤十字社職員等による救護支援や、警察本部・警察署による夜間パトロールの強化、避難所へ女性警察官の配置の手配を行う。

5 応急住宅対策

(1) 取組方針

竜巻等突風の被災者に対して、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。

(2) 役割

機関名等	役 割
県（住宅対策部）	・ 県営住宅等の空き住戸の提供 ・ 応急仮設住宅の供給 ・ 市町村が行う住宅関係障害物の除去への支援
市町村	・ 被害認定及び罹災証明の発行 ・ 被災住宅の応急修理の実施 ・ 応急仮設住宅の維持管理 ・ 住宅関係障害物の除去

「第2編 震災対策編—第2章—第11—<応急対策>—6 応急住宅対策（第2編—266ページ）」を準用する。

6 道路の応急復旧

(1) 取組方針

竜巻等突風により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

(2) 役割

機関名等	役 割
県（応急復旧部）	・ 道路の被災状況の調査 ・ 道路上のがれき等の障害物の除去

<復旧対策>

1 被害認定の適切な実施
2 被災者支援

1 被害認定の適切な実施

(1) 取組方針

竜巻等突風による被害認定を適切に行い、県民の早期の生活再建に向けた取組を進める。

(2) 役割

機関名等	役 割
県（各部）	・市町村の行う被害認定への支援
市町村	・被害認定の迅速かつ的確な実施

(3) 具体的な取組内容

「第2編 震災対策編－第2章－第11－<応急対策>－2 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行（第2編－261ページ）」を準用する。

2 被災者支援

(1) 取組方針

被災者支援メニューを整備するなど、早期の生活再建に向けた取組を進める。

(2) 役割

機関名等	役 割
県（各部）、市町村	・関係機関と連携した被災者支援、調整及び広報の実施

(3) 具体的な取組内容

「第2編 震災対策編－第2章－第11－<復旧対策>－1 生活再建等の支援（第2編－274ページ）」を準用する。

<参考>

【平成25年9月の竜巻災害での対応を基に作成した具体例（災害救助法の適用が前提となる支援も含む）】

	県・関係機関	市町村
被災者支援	・災害ボランティアセンターの支援（福祉部） ・被害認定調査に係る応援職員派遣（総務部）	・災害ボランティアの派遣（災害ボランティアセンターの運営） ・被害認定調査 ・罹災証明書の発行 ・被災者相談窓口の設置 ・各種申請手数料の免除

生活再建資金	・被災者生活再建支援法の適用。申請の取りまとめ、支援法人への送付 ・生活福祉資金の貸付（福祉部、県社会福祉協議会） ・災害援護資金の貸付（危機管理防災部） ・災害復旧支援融資等（埼玉りそな、武蔵野銀行、埼玉県信用金庫等） ・ろうきん福祉ローン（中央労働金庫） ・義援金（日本赤十字社・埼玉県共同募金会）の募集・配分	・被災者生活再建支援金の申請受付、取りまとめ、県への送付 ・生活福祉資金の貸付（市町村社会福祉協議会） ・災害援護資金の貸付（福祉担当課） ・各種融資制度の広報 ・生活必需品購入支援金の支給（社会福祉協議会） ・市町村義援金の募集・配分 ・見舞金等の支給
住宅関連	・県営住宅等の提供 ・災害復興住宅融資（（独）住宅金融支援機構）の広報	・市町村営住宅の提供、公営住宅の提供の広報 ・災害復興住宅融資（（独）住宅金融支援機構）の広報 ・応急修理の受付・実施
税金・保険料の減免、徴収猶予	・個人事業税、不動産取得税、自動車税の減免等（県税事務所）	・市町村民税、固定資産税の減免等 ・市町村税の納入猶予等 ・国民健康保険税等の減免 ・国民年金保険料の免除 ・後期高齢者医療保険料等の減免等 ・介護保険料の免除、徴収猶予 ・介護保険居宅介護サービス費、介護保険介護予防サービス費等の免除 ・障害児通所給付費等利用者負担額の減免 ・上下水道料金の減免
中小企業等への支援	・経営安定資金・知事指定等貸付（災害復旧関連）（産業労働部、商工会議所・商工会・埼玉県中小企業団体中央会） ・災害復旧貸付（日本政策金融公庫） ・災害復旧に要する資金の融資（各金融機関）	・融資に関する相談窓口 ・各金融機関の災害復旧に要する資金の融資や相談窓口の広報
農業者への支援	・被害を受けた農作物の技術支援 ・収穫減や園芸施設等への被害補償（農業共済組合） ・農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫）	・各種資金（農業近代化資金、スーパーL資金、農林漁業セーフティネット資金、農業災害補償）の広報
育児・教育支援	・母子父子寡婦福祉資金の貸付（県各福祉事務所） ・埼玉県高等学校等奨学金の貸与（教育局） ・埼玉県父母負担軽減事業補助金（家計急変世帯）（総務部）	・認可保育所等の保育料の減免 ・放課後児童クラブ保育料の減免等 ・就学援助制度（要保護・準要保護児童制度） ・特別支援教育就学奨励費 ・幼稚園就園奨励費補助金の加算措置、市町村立幼稚園減免
その他支援	・がれき撤去について、環境省の災害等廃棄物処理補助金の交付 ・日本私立学校・共済事業団融資（日本私立学校・共済事業団）	・がれき一時保管場所の設置及び処理。 ・ブルーシート、土のう及び土のう袋の配布

		・消消費生活相談（悪質リフォーム業者対策）
公共料金等に関する支援	・電気料金支払期限延長等の特別措置（東京電力エナジーパートナー(株)・東京電力パワーグリッド(株)・その他各契約先小売り電気事業者の定めによる） ・電話料等の支払い延長等（東日本電信電話(株)） ・NHK料金の免除（日本放送協会） ・携帯電話料金支払期限延期等の支援措置（各携帯電話会社）	

第3章 災害復興

基本方針

第2編 震災対策編－第3章 災害復興（第2編－291ページ）を準用する。

実施計画

第2編 震災対策編－第3章 災害復興（第2編－291ページ）を準用する。

第4章 大規模水害対策

第1 大規模水害に係る被害想定

中央防災会議の大規模水害対策に関する専門調査会（平成22年4月）は、利根川及び荒川の洪水氾濫時の浸水想定とそれに伴う被害想定を実施した。その概要は次のとおりである。

1 利根川

（1）首都圏広域氾濫

昭和22年カスリーン台風洪水による浸水被害と同じ氾濫形態に相当し、数日にわたって浸水域が拡大して都区部まで氾濫流が達する場合がある。利根川の洪水氾濫では最大の被害となり、浸水面積が約530km²、浸水区域内人口が約230万人と想定される。

（2）渡良瀬貯留型氾濫

渡良瀬川、利根川に挟まれる地域の標高が周辺より低く、氾濫水が利根川と渡良瀬川の堤防に囲まれた範囲で貯留されるため、最大浸水深が5mを越え、建物の3階まで浸水するなど浸水深が深くなる地域がある。

（3）古河・坂東沿川氾濫

利根川の左岸側にある猿島台地により利根川沿いに浸水範囲が限られるが、渡良瀬川貯留型氾濫と同様に5m以上浸水する地域がある。

表 各類型別代表決壊地点と浸水面積及び浸水区域内人口（利根川）

ポンプ運転：無、燃料補給：無、水門操作：無、排水ポンプ車：無、流域平均雨量：約320mm/3日

類型名	想定決壊箇所		浸水面積 (km ²)	浸水区域内人口 (人)
①本庄・深谷沿川氾濫	本州市山王堂地先	右岸182.5km	約25	約19,000
②首都圏広域氾濫	加須市弥兵衛地先	右岸136m	約530	約2,300,000
③野田貯留型氾濫	野田市台町地先	右岸118.5km	約55	約61,000
④伊勢崎・太田沿川氾濫	太田市大館地先	左岸172.5km	約70	約43,000
⑤渡良瀬貯留型氾濫	千代田町舞木地先	左岸159.5km	約140	約100,000
⑥古河・坂東沿川氾濫	古河市中田地先	左岸132km	約130	約110,000

注：表中の の箇所は最大値を表す

2 荒川

（1）元荒川広域氾濫

かつて荒川の流路のあった元荒川沿いに氾濫が拡大し、荒川の洪水氾濫の中では浸水面積が最大である約200km²と想定される。

(2) 荒川左岸低地氾濫

荒川の浸水想定の中では浸水区域内人口が最大である約160万人と想定される。

(3) 荒川右岸低地氾濫

決壊箇所付近の一部の地域で浸水深が5m以上に達するとともに、浸水域が大手町、丸の内、有楽町等の都心部に達する。

(4) 江東デルタ貯留型氾濫

浸水域が荒川と隅田川に囲まれたデルタ地帯で一部にゼロメートル地帯を含むことから、浸水深5m以上の地域が多く生じる。

表 各類型別代表決壊地点と浸水面積及び浸水区域内人口（荒川）

ポンプ運転:無、燃料補給:無、水門操作:無、排水ポンプ車:無、流域平均雨量:約550mm/3日

類型名	想定決壊箇所		浸水面積 (km ²)	浸水区域内人口 (人)
①元荒川広域氾濫	鴻巣市大芦地先	左岸70km	約200	約450,000
②荒川左岸低地氾濫	川口市河原町地先	左岸21km	約170	約1,600,000
③入間川合流点上流氾濫	川島町山ヶ谷戸地先	右岸53.2km	約39	約70,000
④荒川右岸低地氾濫	北区志茂地先	右岸21km	約110	約1,200,000
⑤江東デルタ貯留型氾濫	墨田区墨田地先	右岸10km	約90	約1,000,000

注:表中の■の箇所は最大値を表す

第2 大規模水害の特徴

大規模水害の被害には、次のような特徴がある。

1 広大な浸水地域、深い浸水深

利根川の首都圏広域氾濫による被害想定結果によると、浸水面積約530km²、浸水区域内人口約230万人と広域かつ大規模な浸水が想定される。さらに域内全体が浸水する市町が存在する。

また、浸水深が3階以上に達し、避難しない場合、死者の発生率が極めて高くなる地域や、付近に安全な避難場所（高台）を確保することが困難な地域が存在する。

2 地下空間を通じた浸水区域の拡大

地下空間の一部が浸水すると、短時間で広範囲な地下空間に浸水が拡大する。

また、地下空間からの逃げ遅れやビルの地下部分の浸水による機能麻痺などの被害が発生する。

3 浸水による電力等のライフラインの途絶

ライフラインは供給施設や住宅等での浸水及び電力供給停止により使用不可能な状況となる。

また、浸水により機能不全に陥る排水施設が多数存在する。

4 孤立期間の長期化と生活環境の悪化

ライフラインが使用できず、孤立期間が長期化すると生活環境の維持が極めて困難となる。

5 地域によって異なる氾濫流の到達までの時間

氾濫流が到達するまでに数日間を要する地域が存在する一方、堤防決壊箇所近傍等では氾濫流到達までの時間が短い。

第3 基本方針

大規模水害対策については、平成24年9月、国の中央防災会議で「首都圏大規模水害対策大綱」が策定され、首都圏大規模水害対策協議会で、避難準備や避難のあり方や応急対応のあり方が検討されている。

大規模水害による被害を低減するため、次の対策を講じる。

- ・適時・的確な避難の実現
- ・応急対応力の強化と重要機能の確保
- ・地域の大規模水害対応力の強化
- ・氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減
- ・防疫及び水害廃棄物処理対策

第4 具体的取組

1 適時・的確な避難の実現

「第2章―第7 避難対策（第3編―67ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。

（1）取組方針

利根川、荒川のいずれについても、広域かつ大規模な浸水が想定される。さらに域内全体が浸水する市町が存在する。

堤防決壊箇所近傍等では氾濫流到達までの時間が短い、その一方で、氾濫流が到達するまでに数日間を要する地域が存在する。

大規模水害の特性を踏まえ、適時・的確な避難が実現できるよう対策を講じる。

（2）役割

機関名等	役 割
県（危機管理防災部、県土整備部）、市町村	・浸水が想定される地域の脆弱性と避難分析 ・大規模水害リスクに関する情報の普及啓発 ・避難に係る情報発信 ・広域的な避難指針等の策定

市町村	・避難指示の発令基準の改善 ・確実な避難の実施
市町村、消防本部、警察	・孤立者の救助体制の整備
県（保健医療部 福祉部）、市町村、 病院、介護・福祉施設等	・入院患者等の広域受入体制の確保

（３）具体的な取組内容

ア 浸水が想定される地域の脆弱性と避難に関する調査・分析

【国、県（危機管理防災部、県土整備部）、市町村】

国及び地方公共団体は、浸水深別、浸水継続時間別の居住者の分布状況や避難行動要支援者の分布状況、病院や介護・福祉施設の分布状況等を把握し、地域の脆弱性を分析する。また、浸水しない地区にある避難所、高台、広場等の緊急避難先の位置や収容可能人数を把握し、避難ルートや避難手段、避難に要する時間等を調査・分析する。

イ 大規模水害リスクに関する情報の普及

【県（危機管理防災部、県土整備部）、市町村】

県及び市町村は、県民が大規模水害の危険性を認識し、水害に備えるため、想定される浸水深や浸水継続時間等の情報、孤立時に停電や断水等により著しく生活環境が悪化し生命や健康に問題が生じる可能性など、具体的な被災イメージを地域住民にわかりやすく提供する。

ウ 適時・的確な避難に結びつく情報発信

【県（危機管理防災部、県土整備部）、市町村】

県民が自ら避難行動の適時・的確な判断ができるよう、県及び市町村は、台風の強度や進路、雨量、河川水位、堤防の決壊状況、堤防決壊後に予想される氾濫拡大の様相、避難ルートや安全な場所等の情報を、様々なメディアを使ってわかりやすく発信する。

エ 適時・的確な避難指示の実施

【市町村】

市町村は、各地の浸水までの時間に対して、避難準備時間や移動時間を含めた必要避難時間を把握し、避難指示の発令基準の改善を図る。

また、雨量、河川水位、気象警報・指定河川洪水予報の発表状況等を適宜取得し、適切な避難指示等の発令のタイミングや対象地域等を検討する。

オ 域外避難場所・避難所の確保

【県（危機管理防災部）、市町村】

市町村は、大規模水害により指定緊急避難場所や指定避難所が使用できなくなる可能性が高い場合は、他の市町村域にある避難施設の利用を検討し、協定締結を含め事前に調整を図るものとする。

県は、緊急避難場所や避難所の相互利用が図られるよう、市町村を支援する。

力 避難支援 【市町村、県民】

市町村は、避難率の向上を図り、避難に係る情報の重要性が確実に住民に理解されるよう方策を検討する。また、伝達にあたっては、消防本部、警察、消防団、自主防災組織等が連携し、住民に直接伝達できるような体制を整える。

その際、支援者側の安全が確保されるよう、十分留意する。

キ 広域避難に向けた検討 【県（危機管理防災部）、市町村】

市町村は、市町村を超える広域避難を円滑に実施するため、県や市町村間で整合性のとれた避難方針や避難シナリオ、避難計画等を策定し、実施体制を整備する。

また、市町村間の避難者受入協定の締結や、受入対象となる水害時に利用可能な避難所の指定を促進する。

ク 孤立者の救助体制の整備 【県（危機管理防災部）、市町村、消防本部、警察】

県及び市町村、防災関係機関は、孤立者の確認を迅速に行うため、ボートやヘリコプター等による孤立者の所在確認体制及び救助体制を整備する。

ケ 入院患者等の広域受入体制の確保

【県（保健医療部、福祉部）、市町村、病院、介護・福祉施設等】

浸水が想定される地区にある病院及び介護・福祉施設等は、広域搬送まで含めた患者又は施設入所者の搬送・受入れに関する計画等を作成するなど、広域搬送に必要な体制の整備に努める。

県、市町村は、医師会等と連携しつつ、広域的な患者又は施設入所者の搬送の調整を行い、搬送先を選定・指示するための情報連絡系統の整備等を検討する。

2 応急対応力の強化と重要機能の確保

（１）取組方針

大規模水害における広域避難等に対応するための応急対応力を強化するとともに、災害応急対策のために必要な警察、消防、水防、県、市町村その他の機関の施設及び排水施設の機能維持を図る。

（２）役割

機関名等	役 割
県（危機管理防災	・ 応急対応力の強化

部)、市町村	・管理する施設の耐水性の強化
県（県土整備部）、市町村	・排水施設の耐水性の強化
防災関係機関	・管理する施設の耐水性の強化

（３）具体的な取組内容

ア 堤防決壊後の氾濫情報の収集・分析・共有 【県（危機管理防災部）、市町村】

県、市町村は、浸水地域や浸水深等の情報を速やかに収集し、関係者間で共有するための体制を整備する。

大規模水害の発生により、市町村が被災し、被害状況等の報告ができなくなった場合には、県が情報収集のために必要な措置を講ずる。

イ 防災活動拠点の浸水危険性の把握 【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

防災関係機関及び病院等は、庁舎、消防署、警察署、病院等の大規模水害時における浸水危険性を把握し、止水対策及び水防体制の実施について検討する

また、業務に著しく生じる可能性が高い電源設備、情報通信機器、ポンプ停止に伴う断水等、停電時の影響を検討し、影響回避のための対策を講じる。

ウ 業務継続計画（BCP）の策定及び推進 【県（各部局）、市町村】

大規模水害時に災害対応と並行して継続すべき優先業務について、業務継続計画の策定に努める。

3 地域の大規模水害対応力の強化

（１）取組方針

自主防災組織や水防団を育成強化することにより、地域における共助による大規模水害対応力の強化を図る。

（２）役割

機関名等	役 割
県（危機管理防災部）、市町村	・自主防災組織の育成強化
県（県土整備部）、市町村	・水防団の育成強化
一般企業、社会福祉施設、病院等	・事業継続に有効な重要設備の配置見直し

（３）具体的な取組内容

ア 避難行動力の向上 【県（危機管理防災部）、市町村】

県、市町村や防災関係機関は、自主防災組織の組織化の促進、自主防災組織や水

防団、消防団等への水防資機材の配備など、地域の防災体制の強化を図る。また、個人や地域コミュニティ向けの研修や防災教育の充実や避難シナリオの周知を図るとともに、大規模水害時の避難訓練等の導入を検討する。

イ 水防活動の的確な実施

【県（県土整備部）、市町村】

県、市町村は、水防団員の確保や水防訓練の充実を図るとともに、大規模水害を想定した活動内容や最新技術も取り入れた効率的・効果的な水防対策を検討する。

ウ 事業継続に有効な建築構造・設備配置

【一般企業、社会福祉施設、病院等】

事業継続に必要な不可欠な電源供給・配給設備、情報通信機器等について、水害に強い構造や施設配置に努める。

4 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減

（１）取組方針

大規模水害の発生を回避するため、流域治水対策を推進する。また、計画的な土地利用を進めることで、浸水被害を受けにくい県土を形成するため、土地利用に係る各種制度を適切に運用し、土地利用誘導を図る。

（２）役割

機関名等	役 割
県（県土整備部）、 市町村	・流域治水対策の推進 ・排水対策の強化
県（企画財政部、都 市整備部、農林部、 危機管理防災部）、 市町村	・土地利用に係る各種制度の適切な運用による計画的な土地 利用の推進 ・土地利用誘導による被害軽減

（３）具体的な取組内容

「第2章－第2 災害に強いまちづくりの推進（第3編－11ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。

ア 治水対策の着実な実施

【県（県土整備部）、市町村】

国及び県、市町村は、既存施設の適切な維持管理や将来の気候変動による影響への対応も視野に入れた治水施設等の整備・堤防強化等の保全・修理を着実に実施し、水害発生リスクの低減に努める。

イ 排水対策の強化

【県（県土整備部）、市町村】

国及び県、市町村は、排水施設の設置状況や耐水状況、能力等を把握し、氾濫水の排水時間を検討する。

また、大規模水害時での排水機能継続性を確保するため、燃料供給体制の整備に努める。

ウ 土地利用誘導による被害軽減

【県（危機管理防災部）、市町村】

県及び市町村は、住民が住宅等を建設する際に参考となるよう、洪水ハザードマップ等の表示により、各地域の浸水危険性に関する情報の周知・広報に努める。また、地下室に寝室・居室を配置しない等の建築方法の工夫や住まい方についても、理解を促進する。

また、浸水危険性の高い地域では、公的施設の建築方法の工夫や避難場所として活用できる公園等の整備など、まちづくりと一体となった対策等を検討する。

エ 計画的な土地利用の推進

【県（企画財政部）、市町村】

国土利用計画法に基づく埼玉県国土利用計画や埼玉県土地利用基本計画を踏まえ、計画的な土地利用を推進して、土地利用の適正な誘導を図ることにより、浸水被害を受けにくい安全な県土づくりを進める。

5 防疫及び水害廃棄物処理対策

（１）取組方針

大規模水害の発生後、復旧段階における防疫作業を着実に実施する体制を整備するとともに、衛生環境の保全のため、水害に伴って発生する災害廃棄物、特に片づけごみについては、水が引いた直後には回収等の体制を構築、分別区分を住民等の協力のもと徹底し、適切な処分を行う体制を整備する。

また、衛生環境の保全のため、生活ごみ及びし尿の回収体制を発災直後から継続又は再構築する体制を整備する。

（２）役割

機関名等	役 割
県（保健医療部）、市町村	・防疫作業の実施
県（環境部）	・市町村の災害廃棄物の処理体制並びに生活ごみ及びし尿の処理を継続する体制の整備の支援
市町村	・災害廃棄物の処理体制の整備及び実施 ・生活ごみ及びし尿の処理を継続する体制の整備及び実施

（３）具体的な取組内容

ア 災害廃棄物の仮置場候補地の選定

【県（環境部）、市町村】

「第2編 震災対策編－第2章－第11（第2編－251ページ）」を準用する。

イ 災害廃棄物等の適正処理の体制の確保

【県（環境部）、市町村】

「第2編 震災対策編－第2章－第11（第2編－251ページ）」を準用する。

ウ 生活ごみ及びし尿の適正処理の体制確保

【県（環境部）、市町村】

「第2編 震災対策編－第2章－第11（第2編－251ページ）」を準用する。

エ 広域連携による廃棄物処理

【県（環境部）、市町村】

「第2編 震災対策編－第2章－第11（第2編－251ページ）」を準用する。

オ 衛生環境の確保

【県（保健医療部）、市町村】

県及び市町村は、避難所等の衛生管理や住民の健康管理のため、消毒液の確保・散布、医師による避難者の検診体制の強化、トイレの確保対策、ごみ収集対策等、被災地の衛生環境維持対策を検討する。

カ 広域連携による衛生環境の確保

【県（保健医療部）、市町村】

県及び市町村は、大規模水害時に必要な人員・資機材等が不足することに備え、他の地方公共団体や関係団体等との協力関係に基づく相互融通について、その実施体制と実施手順をあらかじめ検討する。

第5章 雪害対策

県内では、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、降雪となることが多い。

平成26年2月8日から9日、同月14日から15日にかけて大量の雪が降り、県内では、15日に秩父で98cm、熊谷で62cmと、観測史上最大の積雪となった。

こうした大量の降雪による災害に対応するため、必要な事項を定める。

第1 基本方針

大量の降雪により発生する各種雪害（積雪災害（交通途絶、孤立集落）、雪圧災害（構造物破壊、農作物損耗）、雪崩災害、着雪・着氷災害（架線切断）、吹雪災害（列車・登山事故））が、県民生活等に与える影響を最小限に抑えるための対策を講じる。

第2 大雪災害の特徴

○ 平成26年2月の大雪の状況

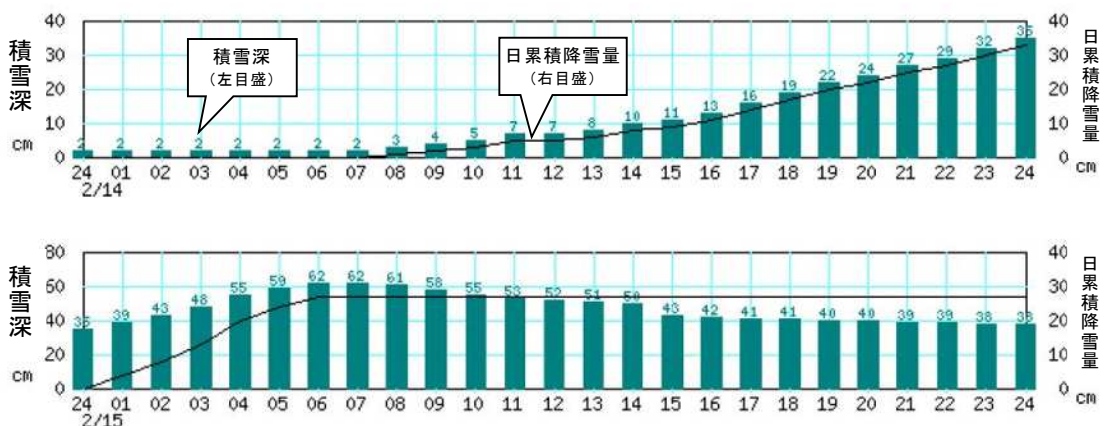
2月13日21時に南西諸島で低気圧が発生した。次第に発達しながら本州の南海上を北東に進み、15日明け方から昼頃にかけて関東地方沿岸に接近した後、関東の東を北東に進んだ。また、関東地方の上空約1,500メートル付近は-6℃以下の寒気に覆われていた。

この低気圧と上空の寒気の影響により、14日早朝から雪が降り続き、埼玉県では1週間前（2月8日から9日）に引き続き大雪となり、最深積雪は熊谷で62cm、秩父で98cmとなった。これは、熊谷地方気象台が降雪の深さの観測を開始した明治29年以降の最深積雪である。

積雪の深さの推移

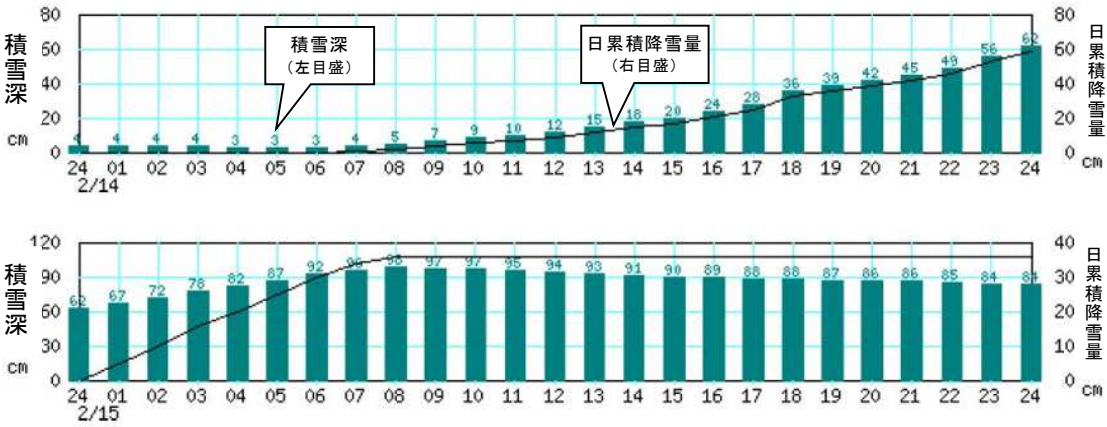
(1) 熊谷 (cm)

熊谷：2月14日00時から2月15日24時にかけての毎時積雪深 (cm)



(2) 秩父 (cm)

秩父：2月14日00時から2月15日24時にかけての毎時積雪深 (cm)



(出典：熊谷地方気象台「平成26年2月14日から15日にかけて発達した低気圧に関する埼玉県気象速報」)

第3 埼玉版FEMAにおける役割分担
1 大雪災害時の降雪被害への対応

○ 概要

埼玉県北部や秩父地方で記録的な大雪が降り、農業被害や道路での立ち往生、孤立地域が発生したことを想定。各機関における初動体制や応急能力を把握し、除雪や道路啓開、孤立地域への物資輸送の実施などの応急対策を設定。

○ 関係する機関の役割及び連携

			県														関係機関				民間												
			統括部	渉外財政部	総務部	県民安全部	農林対策部	産業対策部	環境対策部	救援福祉部	医療救急部	応急復旧部	住宅対策部	下水道対策部	輸送部	議会部	応援部	支那部	防災航空隊	市町村	消防本部	警察本部	陸上自衛隊	内閣府	熊谷地方気象台	電気事業者	ガス事業者	鉄道事業者	県トラック協会	物資事業者等	医薬品団体	一時滞在施設	
全般	県本部運営	本部、支部運営	◎															○	○														
		情報収集、施設応急対策	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														
		リエゾンの派遣、人的応援	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
	広報	大雪、被害情報、住民への注意喚起	◎			○														◎	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○
応急対応	救出・救急活動	活動拠点の開設・運営	◎															○	○	○	◎	◎	○										
		車両立ち往生対策	○									◎							○	◎	○	○	○										
		救出・救急活動、ヘリ調整	◎								○								◎	○	◎	○	○										
	医療救護等対策	DMA T、医療活動	○								◎								○	○		○										○	
被災者支援	孤立集落対策	安否確認、避難支援	○			○				○	○									◎	○	○	○										
	物資供給・輸送対策	物資拠点の開設・運営	◎															○		◎			○	○									
		物資の調達、供給、輸送	◎					○	○			○			○		○	○	○	◎			○	◎					○	○	○		
	帰宅困難者対策	一時滞在施設の開設、運営	○			○													○		◎												◎
ライフライン	ライフライン対策	駅利用者の安全確保	○																○		○							◎					
		公共交通機関の運休、復旧	○																○		◎						◎						
		電気・ガス・水道・通信の復旧	○																	◎						◎	◎						
道路対策	道路規制・除雪・復旧	○					◎				◎								◎		◎	○											

【凡例】◎：主要機関 (Primary) ○：支援機関 (Secondary)
※◎、○は、今後の実災害や訓練の結果等を踏まえて適宜見直ししていく。

第4 実施計画

具体的取組

＜予防・事前対策＞

1 県民が行う雪害対策
2 情報通信体制の充実強化
3 雪害における応急対応力の強化
4 避難所の確保
5 孤立予防対策
6 建築物の雪害予防
7 道路交通対策
8 鉄道等交通対策
9 ライフライン施設雪害予防
10 農林水産業に係る雪害予防

1 県民が行う雪害対策

（1）取組方針

大雪災害では、行政機関は切迫性の高い緊急事態（なだれ事故や立ち往生車両に伴う人命救助等）から優先的に対応することとなる。

また、除雪の進捗や融雪により深刻な被害を免れることもあるため、県民自らが一定期間を耐えるための備蓄や家屋等の耐雪化を進めるとともに、除雪や自家用車運転時に二次災害を生まない行動をすることが重要である。

そこで、自分の身は自分で守るという自助の観点から、県民は飲料水や食料等の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がける。

（2）役割

機関名等	役 割
県（危機管理防災部）、市町村	・食料、飲料水、燃料、生活必需品の備蓄（最低3日間（推奨1週間）分を目標）の奨励 ・県民が担うべき雪害対策の重要性の啓発 ・県民、企業との協力体制の確立
県民	・食料、飲料水、燃料、生活必需品の備蓄（最低3日間（推奨1週間）分を目標） ・除雪作業等用品の準備・点検 ・県民、企業との協力体制の確立
事業者	・県民、企業との協力体制の確立

（3）具体的な取組内容

ア 自助の取組 【県（危機管理防災部）、市町村、県民】

- 自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、市町村が実施する防

災活動に積極的に協力するものとする。

なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意するものとする。

雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。

- 県及び市町村は、県民が行う雪害対策の必要性和実施する上での留意点などについて、十分な普及啓発を行う。

イ 県民との協力体制の確立 【県（危機管理防災部）、市町村、県民、事業者】

- 積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには県民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。県及び市町村は、大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努めるものとする。

「第2章－第1 自助、共助による防災力の向上－＜予防・事前対策＞－1 自助、共助による県民の防災力の向上（普及啓発・防災教育）（第3編－8ページ）」を準用する。

2 情報通信体制の充実強化

（1）取組方針

降雪に係る観測情報や今後の降雪予報等を熊谷地方気象台から取得し、適宜広報することにより、県民の適切な対処を促す。

（2）役割

機関名等	役 割
県（危機管理防災部、県土整備部）、市町村	・ 気象情報等の収集・伝達体制の整備 ・ 県民への伝達及び事前の周知 ・ 被災市町村や防災関係機関との情報共有
熊谷地方気象台	・ 気象情報等の収集・伝達体制の整備 ・ 県民への伝達及び事前の周知
県民	・ 気象情報の主体的な入手

（3）具体的な取組内容

ア 気象情報等の収集・伝達体制の整備

【県（危機管理防災部）、市町村、熊谷地方気象台】

- 県及び市町村は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。
- 熊谷地方気象台は、降雪・積雪に係る気象情報等について、県や市町村に伝達する体制整備に努める。

イ 県民への伝達及び事前の周知

【県（危機管理防災部）、市町村、熊谷地方気象台、県民】

- 県、市町村及び熊谷地方気象台は、県民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪・積雪に係る気象情報を県民に伝達する体制を整えとともに、気象情報の取得方法や活用方法についてあらかじめ県民への周知に努める。
- 県民は、最新の気象情報の取得方法を身につけ、雪害予防又は大雪時の適切な対処行動に活用できるようにする。

ウ 被災市町村や防災関係機関との情報共有

【県（危機管理防災部、県土整備部）、市町村、関係機関】

- 県及び関係機関は、災害時のオペレーションを支援するシステムを整備し、異常な積雪に伴う通行止めの情報等を関係機関と共有する。

「第3編 風水害対策編－第2章－第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備－＜予防・事前対策＞－2 気象情報や避難情報の活用の周知（第3編－44ページ）」を準用する。

3 雪害における応急対応力の強化

（1）取組方針

県及び市町村、防災関係機関等は、大規模な雪害に対応するため、必要な防災資機材等を計画に整備するとともに、平時からの相互の連携強化を図る。

（2）役割

機関名等	役 割
県（危機管理防災部、関係部局、警察本部）、市町村、防災関係機関	・大雪対応事前行動計画（埼玉版タイムライン）の作成・共有 ・防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化

（3）具体的な取組内容

ア 大雪対応事前行動計画（埼玉版タイムライン）の作成・共有

【県（危機管理防災部、警察本部）、市町村、防災関係機関】

- 大雪災害に対応するため、事前行動計画（埼玉版タイムライン）を作成し、関係機関と共有する。なお、計画は、気象庁が発表する気象特別警報・警報・注意報や予想降雪量などの情報のほか、積雪深についても考慮したものとする。

イ 防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化

【県（関係部局、警察本部）、市町村、消防機関、防災関係機関】

- 救助活動等を実施する警察本部及び消防機関、防災関係機関は、必要な防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し、応急活動における相互協力の向上に努める。

【雪害に対応する防災用資機材（例）】

・除雪機	・スノーシュー	・かんじき	・ストック	・そり
・スノーダンプ	・スコップ	・長靴	・防寒具	・防寒用品
・ポリタンク				

- 県及び市町村は、道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の普及を図るよう適切な配慮をするものとする。

4 避難所の確保 【市町村】

（１）取組方針

市町村は、地域の人口、地形及びなだれ等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、避難所をあらかじめ確保する。

「第2編 震災対策編－第2章－第8 避難体制の整備－＜予防・事前対策＞－1 避難体制の整備（第2編－196ページ）」を準用する。

5 孤立予防対策

（１）取組方針

市町村は、積雪、なだれ等により交通が困難または不能になり孤立するおそれのある地区について、事前に地区の世帯数や連絡者（地区代表者等）の把握を行う。

県及び市町村は、積雪、なだれ等により交通が困難または不能になり孤立するおそれのある地区について、日常生活の維持を図るため、通信の確保、食料備蓄の奨励等、事前措置を講ずる。

（２）役割

機関名等	役 割
県（危機管理防災部）	・孤立集落が必要とする支援の想定 ・孤立のおそれがある地区に対し、長期孤立を想定した備蓄の奨励
関係部局	・地域コミュニティによる支援機能の強化
市町村	・孤立集落が必要とする支援の想定 ・孤立のおそれがある地区の状況把握 ・救援実施に必要な体制整備 ・孤立集落を生まないための取組（早期避難所開設）の検討 ・地域コミュニティによる支援機能の強化 ・孤立のおそれがある地区に対し、長期孤立を想定した備蓄の奨励

県民	・地域コミュニティによる支援機能の強化 ・（孤立のおそれがある地区の県民）長期孤立を想定した備蓄
----	---

（３）具体的な取組内容

ア 孤立集落が必要とする支援の想定 【県（危機管理防災部）、市町村】

- 孤立集落が必要とする支援について、種類や要請手段、調達方法等をあらかじめ想定し、必要に応じて関係団体と協議を行うものとする。

イ 孤立のおそれがある地区の状況把握 【市町村】

- 市町村は、過去の土砂災害・なだれ等の発生履歴等を参考に、大雪で孤立しやすい地区を選定し、あらかじめ地区の世帯数や連絡者（地区代表者等）の把握を行うものとする。

【孤立のおそれがある地区】

- ・平成26年2月の大雪で孤立した地区
- ・集落につながる道路等において迂回路がない
- ・集落につながる道路において、落石、土砂崩れ及びなだれの発生が予測され道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い
- ・地すべり等土砂災害危険箇所（令和6年度から「土砂災害警戒区域等」に変更）に孤立化のおそれのある集落に通じる道路があり、土砂災害発生時に、道路が被災した場合、交通途絶の可能性が高い
- ・架線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い

ウ 救援実施に必要な体制整備 【市町村】

- 集落内に学校や駐在所等の公共機関及び防災関係機関がある場合には、それらの持つ連絡手段について事前に確認するとともに、災害時における活用について調整をしておく。
- 孤立するおそれのある地区においては、衛星固定電話及び衛星携帯電話の配置を検討する。
- 孤立するおそれのある地区においては、救助や物資輸送の際に必要なヘリコプター離着陸のための適地を確保しておく。
- 気象警報等を基に、被災前に避難所を開設するなど、孤立集落を生まない取組を検討する。

エ 地域コミュニティによる支援機能の強化 【県（関係部局）、市町村】

- 地区が孤立化した際は、安否確認や救援物資の受け渡し、高齢者世帯等の見回りなど地域での助け合いが重要になる。地域コミュニティの支援機能の強化に取

り組む。

オ 長期孤立を想定した食料備蓄の奨励 【県（危機管理防災部）、市町村】

- 県及び市町村は、孤立するおそれのある地区については、最低7日間は外部からの補給がない場合でも自活できるよう、住民に対し、飲料水や食料の備蓄を奨励する。

6 建築物の雪害予防

（1）取組方針

防災活動拠点をはじめ災害対応を行う施設や多くの県民が利用する施設については、耐雪性を考慮し、降雪による被害を最小限に抑える。

（2）役割

機関名等	役 割
県（関係部局）、市町村、施設管理者	・建築物被害を軽減させるための措置

（3）具体的な取組内容

ア 建築物被害を軽減させるための措置

【県（関係部局）、市町村、施設管理者】

- 県及び市町村は、庁舎や学校など防災活動の拠点施設、劇場・駅など不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設等など要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。
- ・新設施設等の耐雪構造化
施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図るものとする。
 - ・老朽施設の点検及び補修
施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

7 道路交通対策

（1）取組方針

道路管理者をはじめとする関係機関は、道路における除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保に努める。

（2）役割

機関名等	役 割
県（県土整備	・道路交通の確保

部)、市町村	・関係機関の連携強化
県（危機管理防災部）	・関係機関の連携強化
道路管理者	・道路交通の確保 ・積雪状況の把握及び情報発信 ・雪捨て場の事前選定 ・関係機関の連携強化

（３）具体的な取組内容

ア 道路交通の確保 【県（県土整備部）、市町村、道路管理者】

- 県は、通常時の除雪作業のみならず、通常時では対応が困難となる大雪に対して、道路交通の確保を図るための除雪対応の基本方針を定め、効率的な除雪に努める。
- 道路管理者は除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保する。
- 道路管理者は、契約業者に対し、降雪期に入る前の除雪機械及び附属品等の事前点検整備を指導する。
- 県は、県土整備事務所が置かれた県内１２の管内における民間除雪機械やオペレータの実態等を調査把握し、大雪時において追加動員可能な除雪機械の所有者に対し、あらかじめ協力依頼をするとともに、オペレータの育成に努めるものとする。

イ 積雪状況の把握及び情報発信 【道路管理者】

- 除雪作業着手の判断を確実かつ容易とするため、道路管理用カメラ及び雪尺（積雪標柱）の設置により、積雪状況を把握する。
- カメラ画像の公開により、道路利用者へ積雪状況を情報発信し、注意を促す。

ウ 雪捨て場の事前選定 【道路管理者】

- 運搬排雪作業に備えてあらかじめ適当な雪捨て場を選定する。選定に当たっては、あらかじめ市町村等と協議を行い、発災時における連携を図る。

エ 関係機関の連携強化

【県（危機管理防災部、県土整備部）、市町村、道路管理者】

- 降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、県と市町村、国等との連絡体制をあらかじめ確立する。
- 異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線（防災活動拠点施設、警察署、消防署、災害時に拠点となる病院施設等の沿線）をあらかじめ選定し、管内関係機関で共有しておくものとする。

「第2章－第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保－＜予防・事前対策＞－（第3編－32ページ）」を準用する。

8 鉄道等交通対策

（1）取組方針

公共交通を確保するため、交通事業者及び鉄道事業者は、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車等の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

また、運転見合わせ等が見込まれる場合、交通事業者及び鉄道事業者は、県等と連携しながら広く県民に周知する。

9 ライフライン施設雪害予防

（1）取組方針

大雪による被害から電力、通信、ガス及び上下水道等の確保を図り、降積雪時における都市機能を維持し、県民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、予防対策を講ずる。

（2）役割

機関名等	役 割
ライフライン事業者	・雪害対策の推進 ・積雪に強いライフラインの研究

（3）具体的な取組内容

ア ライフラインにおける雪害対策の推進 【ライフライン事業者】

- ライフライン施設の管理者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的に整備する。
- ライフライン事業者は、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、連携体制の強化を図るものとする。

10 農林水産業に係る雪害予防

（1）取組方針

県及び市町村は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化を促進するとともに、被害防止に関する指導を行う。

(2) 役割

機関名等	役 割
県（農林部）、市 町村	・ 農産物等への被害軽減対策

(3) 具体的な取組内容

ア 農産物等への被害軽減対策 【県（農林部）、市町村】

- 積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

＜応急対策＞

1 応急活動体制の施行
2 情報の収集・伝達・広報
3 道路機能の確保
4 警備・交通規制
5 救出・救助及び孤立地区への支援の実施
6 避難所の開設・運営
7 医療救護
8 ライフラインの確保
9 地域における除雪協力

1 応急活動体制の施行

（１）取組方針

県及び市町村は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講ずる。

なお、災害応急活動体制の施行に当たっては、気象庁が発表する気象特別警報・警報・注意報や予想降雪量などの情報のほか、積雪深についても考慮する。

（２）役割

機関名等	役 割
県（統括部）	・ 災害応急対策の実施 ・ 災害対策本部又は災害即応室の設置 ・ 初動期の人員確保 ・ 災害対策緊急要員の増員
市町村	・ 災害応急対策の実施 ・ 初動期の人員確保

（３）具体的な取組内容

ア 県

県は、積雪による被害が発生した場合、防災機関及び他都道府県などの協力を得て災害応急対策を実施するとともに、市町村及びその他の防災機関が実施する災害応急対策を支援する。

このため必要に応じて災害対策本部又は災害即応室を設置して対応する。

県の災害対策本部体制については、「第1編 総則－第2章－第2節 防災体制（第1編－23ページ）」による。

イ 市町村

市町村は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策を実施する。

ウ 初動期の人員確保 【県、市町村】

県及び市町村は、体制配備に当たっては、気象注警報の発表状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、職員参集支援システム等により迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

エ 災害対策緊急要員の増員 【県】

県は、本庁と現地地域機関との連絡体制や現場における災害対策業務の強化のため、必要に応じて本庁からの職員（災害対策緊急要員）を派遣する。

2 情報の収集・伝達・広報

（１）取組方針

積雪による被害発生時に、被害状況の調査・収集、伝達を的確かつ迅速に行い、各防災機関の緊密な連携の下、円滑な応急対策活動を実施する。

（２）役割

機関名等	役 割
県（統括部）、市町村	・積雪に関する被害情報の収集・伝達 ・県民への情報発信 ・積雪に伴う執るべき行動の周知 ・被災市町村等との情報共有機能の強化
県（応急復旧部）	・除雪に係る情報の発信
県（支部）	・被災市町村等との情報共有機能の強化

（３）具体的な取組内容

ア 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

「第2章－第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備－＜応急対策＞（第3編－45ページ）」を準用する。

イ 積雪に関する被害情報の伝達 【県、市町村】

市町村は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含め、災害オペレーション支援システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。

県は、市町村及び関係機関と緊密に連絡して被害状況を取りまとめる。

ウ 県民への情報発信 【県（統括部、応急復旧部）、市町村】

○ 気象庁が県内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、県及び市町村は、降雪状況及び積雪の予報等について県民等へ周知する。

- 異常な積雪又はなだれ等が発生又は発生する可能性が高まった際の周知方法については、防災行政無線、緊急速報メール、データ放送など県民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を選択する。
- 県は、県民の適切な行動を促すため、積雪に関する情報のほか除雪に係る情報も積極的に発信するとともに、救助や救援活動などの県や警察本部、自衛隊等の対応状況についても一元的に広報する。
- 報道機関への情報提供に当たっては、記者会見やブリーフィング等を定期的に開催する等、計画的に実施する。

エ 積雪に伴いとるべき行動の周知

【県（統括部）、市町村】

県及び市町村は、大量の積雪が見込まれる時にとるべき行動を、県民に周知する。

（例）

- 不要不急の外出は極力避ける。
- 外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。
- 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
- 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
- 自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。
- 安全確保に留意した上で、自宅周辺の除雪を行う。
- 除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

オ 被災市町村等との情報共有機能の強化

【県（統括部）、支部、市町村】

- 大雪の際は、被害の全容を把握するために、防災ヘリコプター等による上空からの偵察を活用する。また、得られた被害情報については、災害オペレーション支援システム等を通じて市町村と共有する。
- 被害が甚大な市町村に対して、被害状況など県への報告業務等を支援するため、支部の職員の派遣や市町村情報連絡員制度を活用する。

3 道路機能の確保

（１）取組方針

県及び関係機関は、異常な積雪時には互いに連携し、災害対応における拠点施設及び病院など県民の命を緊急的・直接的に救助する施設、県民生活に著しい影響を与えるライフライン施設等が機能するために必要な道路確保を最優先に取り組む。

（２）役割

機関名等	役 割
道路管理者	・ 効率的な除雪 ・ 必要に応じた交通規制

県（応急復旧部、統括部）、市町村、防災関係機関	・ 除雪の応援
県（警察本部）	・ 必要に応じた交通規制
建設業者等	・ 各道路管理者が行う除雪の支援

（３）具体的な取組内容

ア 効率的な除雪 【道路管理者】

- 異常な積雪時には、管内ごとにあらかじめ定めた優先除雪道路の交通確保を最優先とし、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。
- 降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。
- 道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、県警察本部と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。

イ 除雪の応援 【県（応急復旧部、統括部）、市町村】

- 異常な積雪により集落の孤立解消等に大きな遅れが生じることが予測される場合、県は、県建設業協会による他の管内への応援や、他の都道府県、国土交通省のT E C－F O R C Eの応援を速やかに要請する。
- 市町村は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。
- 防災関係機関は、市町村又は県から応援の要請を受けた時は、これに積極的に協力する。
- 除雪応援の受入れに当たっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

4 警備・交通規制 【警察本部、道路管理者】

異常な積雪があった時は、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、県民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期する。

ア 警備

「第2編 震災対策編－第2章－第4 応急対応力の強化－<応急対策>－5
警備活動（第2編－120ページ）」を準用する。

イ 交通規制

- 緊急時の交通規制
気象状況や積雪量、路面等交通の危険状況に応じて、道路管理者と連携を図り、交通規制を実施する。
- 除雪作業に伴う交通整理と交通規制
道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、県警察に対し、交通規制の実施を要請する。要請を受けた県警察は、道路管理者と連携を図り、必要な交通規制を実施するとともに、緊急を要する場合は、既存規制の一部解除を実施する。

5 救出・救助及び孤立地区への支援の実施

（1）取組方針

なだれ事故や異常な積雪により立ち往生した自動車や建物内閉じ込めなど、危険地帯における救助要請及び孤立地区の救援要請については、その緊急性を考慮しながら、関係機関との緊密な連携の上、速やかに実施する。

（2）役割

機関名等	役 割
県（統括部）	・ なだれ事故に対する応急対策 ・ 県防災ヘリコプターによる救出・救助 ・ 滞留車両の乗員保護 ・ 孤立地区の応急対策
市町村	・ なだれ事故に対する応急対策 ・ なだれ発生に伴う避難 ・ 滞留車両の乗員保護 ・ 孤立地区の応急対策
県（警察本部）	・ ヘリコプター等による救出・救助
県（医療救急部、関係部）	・ 孤立地区の応急対策
道路管理者	・ なだれ事故に対する応急対策 ・ 滞留車両の乗員保護 ・ 孤立地区の応急対策
交通事業者	・ なだれ事故に対する応急対策 ・ 孤立地区の応急対策

（3）具体的な取組内容

ア なだれ事故に対する応急対策 【県、市町村、道路管理者、交通事業者】

なだれによる人命等の損失を極力回避するため、鉄道・道路等施設管理者は、なだれのおそれがある箇所を中心にパトロールを実施する。なだれの兆候等異常な事態を発見した時は、当該区間の列車の運行、車両及び歩行者の通行を一時停止し、雪庇落とし等適切な措置を講じ、なだれ発生の事前回避に努める。

なだれにより施設が被災した場合には、直ちに当該区間の列車の運行、車両及び歩行者の通行を一時停止するとともに応急復旧措置を講じ、交通の早期回復に努める。

また、列車又は車両がなだれにより被災した場合は、直ちに消防機関、警察に通報して救援を依頼し、救出作業に協力する。

イ なだれ発生に伴う避難 【市町村】

市町村は、なだれ発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めた時は、県民に対し避難の指示を行うものとする。県民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに十分な救援措置を講ずる。

県民等がなだれにより被災した時は、直ちに消防、警察等と協力し救助作業を行うとともに、被害が甚大な場合は、必要に応じて県に自衛隊災害派遣の要請を依頼する。

ウ ヘリコプター等による救出・救助 【県（統括部）、警察本部】

積雪やなだれによる交通途絶等で立ち往生した自動車や、孤立した地区の県民が、直ちに救出・救助が必要な状況であり、かつ他の交通手段が確保できないと認めた時は、県防災ヘリコプター及び県警ヘリコプター等による救出・救助を実施する。

また、救助の規模が県及び市町村による対応能力を超え、緊急性、非代替性が認められる場合には、自衛隊法に基づき自衛隊に災害派遣を要請する。

エ 雪害時の滞留車両の乗員保護 【国、県（統括部）、市町村、道路管理者】

積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合、乗員の生命が脅かされる事態となることから、防災関係機関や道路管理者が連携を図りながら、滞留車両の乗員への物資の提供や安全確保、避難所への一時避難支援等を行う。

オ 孤立地区の応急対策

【県（統括部、医療救急部、関係各部）、市町村、道路管理者、交通事業者】

積雪、なだれ等により交通が困難または不能になり孤立した地区の県民の人命及び財産を保護するため、防災関係機関は、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(1) 状況の調査等

市町村は、孤立地区が発生した場合は直ちに地区名、孤立世帯数、人数を知事に報告するとともに、地区代表者と連絡を取るなどして病人の発生の有無、食料保有の状況等を調査するものとする。

(2) 救援の要請

市町村は、孤立地区の状況について、食料及び飲料水、灯油、医薬品、緊急搬送要請について、必要数量や品目、緊急度（品目残量・残日数等）がわかるように、県に要請するものとする。

県は、市町村が負担なく要請ができるよう様式等を示すとともに、要請があった案件に速やかに対応する。

（３）医師の派遣・物資の輸送等

県及び市町村は、ヘリコプター等による医師、保健師等の派遣、医薬品・食料・生活必需品等の輸送及び地区住民全員の避難救助等必要な対策を講ずるものとする。

（４）交通の確保

道路管理者は、孤立地区に通じる道路の除雪等を実施し、交通の早期回復を図るものとする。

「第２章－第４ 応急対応力の強化－<応急対策>（第３編－３７ページ）」を準用する。

「第２章－第９ 物資供給・輸送対策－<応急対策>（第３編－７８ページ）」を準用する。

6 避難所の開設・運営 【市町村】

なだれや大量の積雪による建築物の倒壊により、住家を失った県民や、交通途絶により孤立した地域の県民を収容するため、市町村は避難所を開設・運営する。

気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な避難所開設も検討する。

「第２章－第７ 避難対策－<応急対策>（第３編－７０ページ）」を準用する。

7 医療救護 【県（医療救急部）、市町村、防災関係機関】

積雪に伴う負傷及び長期の交通途絶による慢性病の悪化などに対処するため、医療救護活動を実施する。

また、透析患者などの要配慮者に対し、医療機関情報や緊急時連絡先等、必要な医療情報を提供する。

なお、救急搬送に当たっては、防災関係機関や医療施設が相互に連携し、迅速な搬送を実施する。

「第２章－第６ 医療救護等対策－<応急対策>（第３編－６６ページ）」を準用する。

8 ライフラインの確保 【県（応急復旧部、給水部）、ライフライン事業者】

（１）取組方針

ライフライン施設の機能確保と早期復旧を図る。

「第2章－第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保－＜応急対策＞（第3編－32ページ）」を準用する。

（2）役割

機関名等	役 割
ライフライン事業者、県（給水部）、市町村	・ ライフライン施設の応急対策の実施
県（統括部）	・ ライフライン事業者の復旧作業の支援 ・ 関係機関の調整

（3）具体的な取組内容

ア 応急対策の実施

- ライフライン事業者、県（給水部）及び市町村は、なだれ、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講ずる。
- ライフライン事業者、県（給水部）及び市町村は、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や県民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携するものとする。
- 県（統括部）は、ライフライン事業者等が応急対策に必要な情報（被災情報、除雪状況、なだれ等の危険性が高い区域、通行可能な道路等）や活動スペース等について、ライフライン事業者等に提供又は貸し出すことにより、その復旧作業を支援する。
- 県（統括部）は、異常な積雪により広範囲に被災した場合には、優先的に復旧すべき地区を示し、関係機関と調整するものとする。

9 地域における除雪協力 【県民・事業者】

（1）取組方針

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域住民が地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

＜復旧対策＞

1 長期化する雪害への対応
2 農業復旧支援
3 その他復旧対策
4 生活再建等の支援

1 長期化する雪害への対応

（１）取組方針

大量の積雪があった場合には、なだれが発生するおそれが長期間継続する。そのため、積雪後は、なだれによる災害防止に取り組む。

（２）役割

機関名等	役 割
県（統括部）、道路管理者	・ なだれ対策の実施
市町村	・ なだれ対策の実施 ・ 農業者への支援
県（農林対策部）	・ 農業者への支援

（３）具体的な取組内容

ア なだれ対策の実施 【県（統括部）、市町村、道路管理者】

- 気象台が発表するなだれ注意報を参考にしながら、適宜、県民への注意喚起を行う。
- 道路管理者は、気象台が発表するなだれ注意報や専門家による見解等を参考にしながら、道路の通行規制解除を行う。

2 農業復旧支援 【県（農林対策部）、市町村】

農作物や被覆施設に積雪すると、ハウス倒壊等の被害が発生する。被害状況の迅速な把握と、必要な支援措置を講ずる。

「第2章－第10 県民生活の早期再建－＜復旧対策＞（第3編－79ページ）」を準用する。

3 その他復旧対策

「第2章－第2 災害に強いまちづくりの推進－＜復旧対策＞（第3編－11ページ）」を準用する。

4 生活再建等の支援

「第2章－第10 県民生活の早期再建－＜復旧対策＞（第3編－79ページ）」を準用する。